

(様式5)

判断基準が法令の定めにより言い尽くされている場合の当該法令の規定

審査基準 (申請に対する処分関係)

		資料番号	14、16	担当課	循環型社会推進課
法令名	廃棄物の処理及び清掃に関する法律	根拠条項	15条第1項 15条の2の5 第1項	許認可等の内容	産業廃棄物処理施設の設置の(変更)許可
<p>廃棄物の処理及び清掃に関する法律 (産業廃棄物処理施設)</p> <p>第十五条 産業廃棄物処理施設（廃プラスチック類処理施設、産業廃棄物の最終処分場その他の産業廃棄物の処理施設で政令で定めるものをいう。以下同じ。）を設置しようとする者は、当該産業廃棄物処理施設を設置しようとする地を管轄する都道府県知事の許可を受けなければならない。</p> <p>(許可の基準等)</p> <p>第十五条の二 都道府県知事は、前条第一項の許可の申請が次の各号のいずれにも適合していると認めるときでなければ、同項の許可をしてはならない。</p> <p>一 その産業廃棄物処理施設の設置に関する計画が環境省令で定める技術上の基準に適合していること。</p> <p>二 その産業廃棄物処理施設の設置に関する計画及び維持管理に関する計画が当該産業廃棄物処理施設に係る周辺地域の生活環境の保全及び環境省令で定める周辺の施設について適正な配慮がなされたものであること。</p> <p>三 申請者の能力がその産業廃棄物処理施設の設置に関する計画及び維持管理に関する計画に従って当該産業廃棄物処理施設の設置及び維持管理を的確に、かつ、継続して行うに足るものとして環境省令で定める基準に適合するものであること。</p> <p>四 申請者が第十四条第五項第二号イからへまでのいずれにも該当しないこと。</p> <p>(変更の許可等)</p> <p>第十五条の二の五 産業廃棄物処理施設の設置者は、当該許可に係る第十五条第二項第四号から第七号までに掲げる事項の変更をしようとするときは、環境省令で定めるところにより、都道府県知事の許可を受けなければならない。ただし、その変更が環境省令で定める軽微な変更であるときは、この限りでない。</p> <p>2 第十五条第三項から第六項まで及び第十五条の二第一項から第四項までの規定は、前項の許可について、同条第五項の規定は、前項の許可を受けた者について準用する。</p> <p>廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行規則 (産業廃棄物処理施設の技術上の基準)</p> <p>第十二条 法第十五条の二第一項第一号（法第十五条の二の五第二項において準用する場合を含む。次条第一項において同じ。）の規定による産業廃棄物処理施設（産業廃棄物の最終処分場を除く。次条、第十二条の六及び第十二条の七において同じ。）のすべてに共通する技術上の基準は、次のとおりとする。</p> <p>一 自重、積載荷重その他の荷重、地震力及び温度応力に対して構造耐力上安全であること。</p> <p>二 削除</p>					

(様式5)

判断基準が法令の定めにより言い尽くされている場合の当該法令の規定

審査基準 (申請に対する処分関係)

		資料番号	14、16	担当課	循環型社会推進課
法令名	廃棄物の処理及び清掃に関する法律	根拠条項	15条第1項 15条の2の5 第1項	許認可等の内容	産業廃棄物処理施設の設置の(変更)許可
<p>三 産業廃棄物、産業廃棄物の処理に伴い生ずる排ガス及び排水、施設において使用する薬剤等による腐食を防止するために必要な措置が講じられていること。</p> <p>四 産業廃棄物の飛散及び流出並びに悪臭の発散を防止するために必要な構造のものであり、又は必要な設備が設けられていること。</p> <p>五 著しい騒音及び振動を発生し、周囲の生活環境を損なわないものであること。</p> <p>六 施設から排水を放流する場合は、その水質を生活環境保全上の支障が生じないものとするために必要な排水処理設備が設けられていること。</p> <p>七 産業廃棄物の受入設備及び処理された産業廃棄物の貯留設備は、施設の処理能力に応じ、十分な容量を有するものであること。</p> <p>第十二条の二 法第十五条の二第一項第一号の規定による産業廃棄物処理施設の技術上の基準は、前条に定めるもののほか、この条の定めるところによる。</p> <p>2 令第七条第一号に掲げる施設の技術上の基準は、施設が設置される床又は地盤面が、不透水性の材料で築造され、又は被覆されていることとする。</p> <p>3 令第七条第二号に掲げる施設(天日乾燥施設を除く。)の技術上の基準は、施設の煙突から排出されるガスにより生活環境保全上の支障が生じないようにすることができる排ガス処理設備が設けられていることとする。</p> <p>4 令第七条第二号に掲げる施設(天日乾燥施設に限る。)の技術上の基準は、次のとおりとする。</p> <p>一 天日乾燥床の側面及び底面は、不透水性の材料が用いられていること。</p> <p>二 天日乾燥床の周囲には、地表水の天日乾燥床への流入を防止するために必要な開渠その他の設備が設けられていること。</p> <p>5 令第七条第三号、第五号、第八号、第十二号及び第十三号の二に掲げる施設(次項に掲げるものを除く。)の技術上の基準は、第四条第一項第七号(同号ロ(1)及び(2)並びにヌからカまでを除く。)の規定の例によるほか、次のとおりとする。</p> <p>一 次の要件を備えた燃焼室が設けられていること。</p> <p>イ 燃焼ガスの温度が摂氏八百度(令第七条第十二号に掲げる施設にあつては、千百度(ただし、当該施設のうち、無害化処理に係る特例の対象となる一般廃棄物及び産業廃棄物(平成十八年環境省告示第九十八号)第二項第一号から第三号までに掲げる産業廃棄物の焼却施設にあつては、摂氏八百五十度))以上の状態で産業廃棄物を焼却することができるものであること。</p> <p>ロ 燃焼ガスが、摂氏八百度(令第七条第十二号に掲げる施設にあつては、千百度(ただし、当該施設のうち、無害化処理に係る特例の対象となる一般廃棄物及び産業廃棄物(平成十八年環境省告示第九十八号)第二項第一号から第三号までに掲げる産業廃棄物の焼却施設にあつては、摂氏八百五十度))以上の温度を保ちつつ、二秒以上滞留できるものであること。</p> <p>二 令第七条第五号に掲げる施設及び同条第十二号に掲げる施設(廃ポリ塩化ビフェニル等又はポリ塩化ビフェニル処理物の焼却施設に限る。)にあつては、事故時における受入設備から</p>					

(様式5)

判断基準が法令の定めに言い尽くされている場合の当該法令の規定

審査基準 (申請に対する処分関係)

		資料番号	14、16	担当課	循環型社会推進課
法令名	廃棄物の処理及び清掃に関する法律	根拠条項	15条第1項 15条の2の5 第1項	許認可等の内容	産業廃棄物処理施設の設置の(変更)許可
<p>の廃油の流出を防止するために必要な流出防止堤その他の設備が設けられ、かつ、当該施設が設置される床又は地盤面は、廃油が浸透しない材料で築造され、又は被覆されていること。</p> <p>6 令第七条第三号、第五号、第八号及び第十三号の二に掲げる施設（ガス化改質方式の焼却施設及び電気炉等を用いた焼却施設に限る。）の技術上の基準は、次のとおりとする。</p> <p>一 ガス化改質方式の焼却施設の技術上の基準は、第四条第一項第八号イ（同号イの規定においてその例によるものとされた同項第七号ヌからカまでを除く。）の規定の例によることとする。</p> <p>二 電気炉等を用いた焼却施設の技術上の基準は、第四条第一項第八号ロ（同号ロの規定においてその例によるものとされた同項第七号ヌからカまでを除く。）の規定の例によることとする。</p> <p>7 令第七条第四号に掲げる施設の技術上の基準は、次のとおりとする。</p> <p>一 事故時における受入設備、油水分離設備及び回収油貯留設備からの廃油の流出を防止するために必要な流出防止堤その他の設備が設けられていること。</p> <p>二 施設が設置される床又は地盤面は、水及び油が浸透しない材料で築造され、又は被覆されていること。</p> <p>8 令第七条第六号に掲げる施設の技術上の基準は、第二項の規定の例によるほか、廃酸又は廃アルカリ及び中和剤の供給量を調節する設備並びに廃酸又は廃アルカリと中和剤とを混合するかくはん装置が設けられていることとする。</p> <p>9 令第七条第七号及び第八号の二に掲げる施設の技術上の基準は、次のとおりとする。</p> <p>一 破碎によって生ずる粉じんの周囲への飛散を防止するために必要な集じん器、散水装置その他の必要な装置が設けられていること。</p> <p>二 破碎した廃プラスチック類の圧縮固化（物を処分するために、圧縮し、押出しにより成形し、かつ密度を高めて固形化することをいう。以下同じ。）を行う場合にあっては、次によること。</p> <p>イ 定量ずつ連続的に廃プラスチック類を成形設備に投入することができる供給設備が設けられていること。</p> <p>ロ 設備内の温度又は設備の出口における温度若しくは一酸化炭素の濃度を連続的に測定するための装置が設けられた成形設備が設けられていること。</p> <p>ハ 次の要件を備えた冷却設備が設けられていること。ただし、圧縮固化した廃プラスチック類の温度が、保管設備へ搬入するまでに外気温度を大きく上回らない程度となる場合は、この限りでない。</p> <p>(1) 圧縮固化した廃プラスチック類の温度を外気温度を大きく上回らない程度に冷却できるものであること。</p> <p>(2) 冷却設備の入口及び出口における温度を連続的に測定するための装置が設けられていること。ただし、水に浸して圧縮固化した廃プラスチック類を冷却する場合は、この限りでない。</p>					

(様式5)

判断基準が法令の定めにより言い尽くされている場合の当該法令の規定

審査基準 (申請に対する処分関係)

		資料番号	14、16	担当課	循環型社会推進課
法令名	廃棄物の処理及び清掃に関する法律	根拠条項	15条第1項 15条の2の5 第1項	許認可等の内容	産業廃棄物処理施設の設置の(変更)許可
<p>(3) 冷却設備内の温度又は一酸化炭素の濃度を連続的に測定するための装置が設けられていること。ただし、水に浸して圧縮固化した廃プラスチック類を冷却する場合は、この限りでない。</p> <p>ニ 圧縮固化した廃プラスチック類を保管する場合にあつては、次の要件を備えた保管設備が設けられていること。</p> <p>(1) 常時換気することができる構造であること。</p> <p>(2) 散水装置、消火栓その他の消火設備が設けられていること。</p> <p>ホ 圧縮固化した廃プラスチック類をサイロその他の閉鎖された場所に保管する場合（トに掲げる場合を除く。）にあつては、次の要件を備えた保管設備が設けられていること。</p> <p>(1) 保管設備内の温度及び一酸化炭素の濃度を連続的に測定し、かつ、記録するための装置が設けられていること。</p> <p>(2) 異常な温度の上昇その他の異常な事態が生じた場合に、圧縮固化した廃プラスチック類を速やかに取り出すことができる構造であること又は不活性ガスを封入するための装置その他の発火を防止する設備が設けられていること。</p> <p>へ 圧縮固化した廃プラスチック類をピットその他の外気に開放された場所に容器を用いずに保管する場合であつて、当該保管の期間が七日を超えると、又は保管することのできる圧縮固化した廃プラスチック類の数量が、圧縮固化を行う設備の一日当たりの処理能力に相当する数量に七を乗じて得られる数量を超えるときは、次の要件を備えた保管設備が設けられていること。</p> <p>(1) 圧縮固化した廃プラスチック類の表面温度を連続的に監視するための装置が設けられていること。</p> <p>(2) 保管設備内の温度を連続的に測定し、かつ、記録するための装置が設けられていること。ただし、圧縮固化した廃プラスチック類を外気に開放されていることにより通風が良好である場所に保管する場合には、この限りでない。</p> <p>ト 圧縮固化した廃プラスチック類をサイロその他の閉鎖された場所に保管する場合であつて、当該保管の期間が七日を超えると、又は保管することのできる圧縮固化した廃プラスチック類の数量が、圧縮固化を行う設備の一日当たりの処理能力に相当する数量に七を乗じて得られる数量を超えるときは、ニの規定にかかわらず、次の要件を備えた保管設備が設けられていること。</p> <p>(1) 圧縮固化した廃プラスチック類の酸化による発熱又は発生した熱の蓄積を防止するために必要な措置が講じられていること。</p> <p>(2) 圧縮固化した廃プラスチック類を連続的に保管設備に搬入する場合は、当該圧縮固化した廃プラスチック類の表面温度を連続的に監視するための装置が設けられていること。ただし、他の保管設備において保管していた圧縮固化した廃プラスチック類を搬入する場合は、この限りでない。</p> <p>(3) 保管設備内の温度、一酸化炭素の濃度その他保管設備を適切に管理するために必要な</p>					

(様式5)

判断基準が法令の定めに言い尽くされている場合の当該法令の規定

審査基準 (申請に対する処分関係)

		資料番号	14、16	担当課	循環型社会推進課
法令名	廃棄物の処理及び清掃に関する法律	根拠条項	15条第1項 15条の2の5 第1項	許認可等の内容	産業廃棄物処理施設の設置の(変更)許可
<p>項目を連続的に測定し、かつ、記録するための装置が設けられていること。</p> <p>(4) 異常な温度の上昇その他の異常な事態が生じた場合に、不活性ガスを封入するための装置その他の発火を防止する設備が設けられていること。</p> <p>10 令第七条第九号に掲げる施設の技術上の基準は、第二項の規定の例によるほか、汚泥、セメント及び水を均一に混合することができる混練設備が設けられていることとする。</p> <p>11 令第七条第十号に掲げる施設の技術上の基準は、第二項及び第三項の規定の例によるほか、次のとおりとする。</p> <p>一 次の要件を備えたばい焼設備が設けられていること。</p> <p>イ ばい焼温度がおおむね摂氏六百度以上の状態で汚泥をばい焼することができるものであること。</p> <p>ロ ばい焼温度を速やかにイに掲げる温度以上にし、及びこれを保つために必要な加熱装置が設けられていること。</p> <p>二 ばい焼により発生する水銀ガスを回収する設備が設けられていること。</p> <p>12 令第七条第十号の二に掲げる施設の技術上の基準は、次のとおりとする。</p> <p>一 事故時における反応設備等からの水銀の流出を防止するために必要な流出防止堤その他の設備が設けられ、かつ、当該設備が設置される床又は地盤面は、水銀が浸透しない材料で築造され、又は被覆されていること。</p> <p>二 次の要件を備えた反応設備が設けられていること。</p> <p>イ 精製された水銀と硫黄とを均一に化学反応させることができる装置が設けられていること。</p> <p>ロ 外気と遮断されたものであること又は反応設備内を負圧に保つことができるものであること。</p> <p>三 排気口又は排気筒から排出される水銀ガスによる生活環境の保全上の支障が生じないようにすることができる水銀ガス処理設備が設けられていること。</p> <p>13 令第七条第十一号に掲げる施設の技術上の基準は、第二項の規定の例によるほか、次のとおりとする。</p> <p>一 高温熱分解方式の施設にあつては、第三項の規定の例によるほか、次の要件を備えた熱分解設備が設けられていること。</p> <p>イ 分解室の出口における炉温がおおむね摂氏九百度以上の状態でシアン化合物を分解することができるものであること。</p> <p>ロ 分解室の出口における炉温を速やかにイに掲げる温度以上にし、及びこれを保つために必要な助燃装置が設けられていること。</p> <p>ハ 分解室への供給空気量を調節することができる装置が設けられていること。</p> <p>二 酸化分解方式の施設にあつては、廃酸又は廃アルカリ、酸化剤及び中和剤の供給量を調節する設備並びに廃酸又は廃アルカリと酸化剤及び中和剤とを混合するかくはん装置が設けられていること。</p>					

(様式5)

判断基準が法令の定めにより言い尽くされている場合の当該法令の規定

審査基準 (申請に対する処分関係)

		資料番号	14、16	担当課	循環型社会推進課
法令名	廃棄物の処理及び清掃に関する法律	根拠条項	15条第1項 15条の2の5 第1項	許認可等の内容	産業廃棄物処理施設の設置の(変更)許可
14 令第七条第十一号の二に掲げる施設の技術上の基準は、次のとおりとする。 一 外気と遮断された状態で廃石綿等又は石綿含有産業廃棄物を熔融炉内に投入することができる供給装置が設けられていること。ただし、廃棄物の熔融中に廃棄物を投入することができない熔融施設にあつては、この限りでない。 二 次の要件を備えた熔融炉が設けられていること。 イ 廃石綿等又は石綿含有産業廃棄物を摂氏千五百度以上の状態で熔融することができるものであること。 ロ イの温度を廃石綿等又は石綿含有産業廃棄物の熔融に必要な滞留時間の間保つことができるものであること。 ハ 適切な熔融炉内の温度を保つため、熔融炉内の空気量を調節することができる設備その他の必要な設備が設けられていること。 三 熔融炉内の温度を間接的に把握することができる位置に、当該位置の温度を連続的に測定し、かつ、記録するための装置が設けられていること。ただし、熔融炉内の温度を直接的、かつ、連続的に測定し、かつ、記録するための装置が設けられている場合は、この限りでない。 四 排気口又は排気筒から排出される排ガスによる生活環境の保全上の支障が生じないようにすることができる排ガス処理設備（ばいじんを除去する高度の機能を有するものに限る。）が設けられていること。 五 熔融処理に伴い生ずる物（ばいじんを除く。以下「熔融処理生成物」という。）の流動状態が確認できる設備が設けられていること。 六 熔融炉内に石綿含有産業廃棄物を投入するために必要な破碎を行う場合にあつては、次の要件を備えた破碎設備が設けられていること。 イ 投入する廃棄物に破碎に適さないものが含まれていないことを連続的に監視するために必要な措置が講じられていること。 ロ 建物の中に設けられていること。ただし、周囲に石綿含有産業廃棄物が飛散しないように破碎設備と一体となつた集じん器が設けられている場合は、この限りでない。 ハ 破碎によつて生ずる粉じんの周囲への飛散を防止するために必要な集じん器（粉じんを除去する高度の機能を有するものに限る。）及び散水装置その他必要な装置が設けられていること。 15 令第七条第十二号の二に掲げる施設（ポリ塩化ビフェニル汚染物に塗布され、染み込み、付着し、又は封入されたポリ塩化ビフェニルの分解施設（以下「ポリ塩化ビフェニル汚染物分解施設」という。）を除く。）の技術上の基準は、次のとおりとする。 一 事故時における受入設備、反応設備等からの廃油、廃酸及び廃アルカリの流出を防止するために必要な流出防止堤その他の設備が設けられ、かつ、当該設備が設置される床又は地盤面は、廃油、廃酸及び廃アルカリが浸透しない材料で築造され、又は被覆されていること。 二 処理しようとする廃ポリ塩化ビフェニル等又はポリ塩化ビフェニル処理物及びこれらの処					

(様式5)

判断基準が法令の定めにより言い尽くされている場合の当該法令の規定

審査基準 (申請に対する処分関係)

		資料番号	14、16	担当課	循環型社会推進課
法令名	廃棄物の処理及び清掃に関する法律	根拠条項	15条第1項 15条の2の5 第1項	許認可等の内容	産業廃棄物処理施設の設置の(変更)許可
<p>理により生じた産業廃棄物の性状を分析することができる設備が設けられていること。</p> <p>三 脱塩素化分解方式の施設にあつては、次によること。</p> <p>イ 次の要件を備えた反応設備が設けられていること。</p> <p>(1) 廃ポリ塩化ビフェニル等又はポリ塩化ビフェニル処理物及び薬剤等を混合するかくはん装置並びに当該混合物の温度を反応の進行に必要な温度に保つことができる温度制御装置が設けられていること。</p> <p>(2) 反応中の混合物の温度を連続的に測定し、かつ、記録するための装置が設けられていること。</p> <p>ロ 廃ポリ塩化ビフェニル等又はポリ塩化ビフェニル処理物及び薬剤等の供給量を調節する設備が設けられていること。</p> <p>四 水熱酸化分解方式の施設にあつては、次によること。</p> <p>イ 次の要件を備えた反応設備が設けられていること。</p> <p>(1) 高温及び高压に耐え、かつ、腐食を防止するために必要な措置が講じられた反応器を有すること。</p> <p>(2) 反応器内を水熱酸化分解に必要な温度及び圧力とし、かつ、これらを保つことができる温度制御装置及び圧力制御装置が設けられていること。</p> <p>(3) 反応器内の混合物の温度及び圧力を連続的に測定し、かつ、記録するための装置が設けられていること。</p> <p>ロ 廃ポリ塩化ビフェニル等又はポリ塩化ビフェニル処理物及び酸化剤等の供給量を調節するための設備が設けられていること。</p> <p>ハ 反応終了後の混合物を冷却及び減圧して気液を分離する設備が設けられていること。</p> <p>五 還元熱化学分解方式の施設にあつては、次によること。</p> <p>イ 外気と遮断された状態で、廃ポリ塩化ビフェニル等又はポリ塩化ビフェニル処理物を反応設備に投入することができる供給設備が設けられていること。</p> <p>ロ 次の要件を備えた反応設備が設けられていること。</p> <p>(1) 高温に耐え、かつ、腐食を防止するために必要な措置が講じられていること。</p> <p>(2) 廃ポリ塩化ビフェニル等又はポリ塩化ビフェニル処理物の分解に必要な温度、圧力及び滞留時間並びに反応に必要な薬剤として用いられるガスの供給量を適正に保つことができるものであること。</p> <p>(3) 外気と遮断されたものであること。</p> <p>(4) 反応に必要な薬剤として用いられるガスの供給装置が設けられていること。</p> <p>(5) 爆発を防止するために必要な措置が講じられていること。</p> <p>(6) 反応設備内の温度、圧力及び反応に必要な薬剤として用いられるガスの供給量を連続的に測定し、かつ、記録するための装置が設けられていること。</p> <p>ハ 次の要件を備えた除去設備が設けられていること。</p> <p>(1) 反応設備から排出された生成ガス中の粒子状の物質等及び塩化水素その他のガスを除</p>					

(様式5)

判断基準が法令の定めにより言い尽くされている場合の当該法令の規定

審査基準 (申請に対する処分関係)

		資料番号	14、16	担当課	循環型社会推進課
法令名	廃棄物の処理及び清掃に関する法律	根拠条項	15条第1項 15条の2の5 第1項	許認可等 の内容	産業廃棄物処理施設の設置の (変更) 許可
<p>去することができるものであること。</p> <p>(2) 除去設備から排出された生成ガス中の主要な成分を測定し、かつ、記録するための装置が設けられていること。</p> <p>ニ 事故時における反応設備からのガスの漏出を防止することができる設備が設けられていること。</p> <p>ホ 粒子状の物質等を排出し、貯留することができる取出設備及び貯留設備（粒子状の物質等の飛散及び流出を防止することができるものに限る。）が設けられていること。</p> <p>六 光分解方式の施設にあつては、次によること。</p> <p>イ 次の要件を備えた反応設備が設けられていること。</p> <p>(1) 廃ポリ塩化ビフェニル等又はポリ塩化ビフェニル処理物及び薬剤等を混合するかくはん装置並びに当該混合物の温度を反応の進行に必要な温度に保つことができる温度制御装置が設けられていること。</p> <p>(2) 光化学反応の進行に必要な照射量を保つことができる紫外線ランプが設けられていること。</p> <p>(3) 反応中の混合物の温度を連続的に測定し、かつ、記録するための装置が設けられていること。</p> <p>ロ 廃ポリ塩化ビフェニル等又はポリ塩化ビフェニル処理物及び薬剤等の供給量を調節する設備が設けられていること。</p> <p>ハ 次の要件を備えた反応終了後の混合物の処理設備（生物分解設備及び脱塩素化分解設備に限る。）が設けられていること。ただし、反応終了後の混合物をポリ塩化ビフェニル処理物として処理する場合は、この限りでない。</p> <p>(1) 当該混合物及び薬剤等を混合するかくはん装置並びにこれらの混合物の温度を反応の進行に必要な温度に保つことができる温度制御装置が設けられていること。</p> <p>(2) 反応中の混合物の温度を連続的に測定し、かつ、記録するための装置が設けられていること。</p> <p>(3) 当該処理設備が生物分解設備の場合にあつては、当該処理設備から排出される排気による生活環境保全上の支障が生じないようにすることができる排気処理装置等が設けられていること。</p> <p>七 プラズマ分解方式の施設にあつては、次によること。</p> <p>イ 外気と遮断された状態で、廃ポリ塩化ビフェニル等又はポリ塩化ビフェニル処理物を反応設備に投入することができる供給設備が設けられていること。</p> <p>ロ 次の要件を備えた反応設備が設けられていること。</p> <p>(1) 高温に耐え、かつ、腐食を防止するために必要な措置が講じられた反応器を有すること。</p> <p>(2) 廃ポリ塩化ビフェニル等又はポリ塩化ビフェニル処理物の分解に必要な滞留時間を適正に保つことができるものであること。</p>					



(様式5)

判断基準が法令の定めにより言い尽くされている場合の当該法令の規定

審査基準（申請に対する処分関係）

		資料番号	14、16	担当課	循環型社会推進課
法令名	廃棄物の処理及び清掃に関する法律	根拠条項	15条第1項 15条の2の5 第1項	許認可等の内容	産業廃棄物処理施設の設置の (変更) 許可
<p>(3) プラズマの発生に必要なガスの供給量を適正に保つことができるものであること。</p> <p>(4) 外気と遮断されたものであること。</p> <p>(5) プラズマの発生に必要なガスの供給装置及び電力の供給装置が設けられていること。</p> <p>(6) 反応に必要な薬剤として用いられるガスの供給装置が設けられていること。</p> <p>(7) プラズマの発生に必要なガスの供給量、電流及び電圧並びに反応器の出口の生成ガスの温度、反応器内の圧力及び反応に必要な薬剤として用いられるガスの供給量を連続的に測定し、かつ、記録するための装置が設けられていること。</p> <p>(8) 爆発を防止するために必要な措置が講じられていること。</p> <p>ハ 次の要件を備えた除去設備が設けられていること。</p> <p>(1) 反応設備から排出された生成ガス中の粒子状の物質等及び塩化水素その他のガスを除去することができるものであること。</p> <p>(2) 除去設備から排出された生成ガス中の主要な成分を測定し、かつ、記録するための装置が設けられていること。</p> <p>ニ 事故時における反応設備からのガスの漏出を防止することができる設備が設けられていること。</p> <p>ホ 粒子状の物質等を排出し、貯留することができる取出設備及び貯留設備（粒子状の物質等の飛散及び流出を防止することができるものに限る。）が設けられていること。</p> <p>16 令第七条第十二号の二に掲げる施設（ポリ塩化ビフェニル汚染物分解施設に限る。）の技術上の基準は、次のとおりとする。</p> <p>一 事故時における受入設備、反応設備等からの廃油、廃酸及び廃アルカリの流出を防止するために必要な流出防止堤その他の設備が設けられ、かつ、当該設備が設置される床又は地盤面は、廃油、廃酸及び廃アルカリが浸透しない材料で築造され、又は被覆されていること。</p> <p>二 処理しようとするポリ塩化ビフェニル汚染物及び当該処理により生じた産業廃棄物の性状を分析することができる設備が設けられていること。</p> <p>三 水熱酸化分解方式の施設にあつては、次によること。</p> <p>イ 次の要件を備えた供給設備が設けられていること。</p> <p>(1) ポリ塩化ビフェニル汚染物を破砕することができるものであること。</p> <p>(2) ポリ塩化ビフェニル汚染物及び酸化剤等の供給量を調節することができるものであること。</p> <p>ロ 次の要件を備えた反応設備が設けられていること。</p> <p>(1) 高温及び高压に耐え、かつ、腐食を防止するために必要な措置が講じられた反応器を有すること。</p> <p>(2) 反応器内を水熱酸化分解に必要な温度及び圧力とし、かつ、これらを保つことができる温度制御装置及び圧力制御装置が設けられていること。</p> <p>(3) 反応器内の混合物の温度及び圧力を連続的に測定し、かつ、記録するための装置が設けられていること。</p>					

(様式5)

判断基準が法令の定めに言い尽くされている場合の当該法令の規定

審査基準 (申請に対する処分関係)

			資料番号	14、16	担当課	循環型社会推進課
法令名	廃棄物の処理及び清掃に関する法律	根拠条項	15条第1項 15条の2の5 第1項	許認可等の内容	産業廃棄物処理施設の設置の(変更)許可	
<p>ハ 反応終了後の混合物を冷却及び減圧して気液を分離する設備が設けられていること。</p> <p>四 還元熱化学分解方式の施設にあつては、次によること。</p> <p>イ 供給設備は、ポリ塩化ビフェニル汚染物を破砕することができるものであること。</p> <p>ロ 次の要件を備えた反応設備が設けられていること。</p> <p>(1) 高温に耐え、かつ、腐食を防止するために必要な措置が講じられていること。</p> <p>(2) ポリ塩化ビフェニルの分解に必要な温度、圧力及び滞留時間並びに反応に必要な薬剤として用いられるガスの供給量を適正に保つことができるものであること。</p> <p>(3) 外気と遮断されたものであること。</p> <p>(4) 反応に必要な薬剤として用いられるガスの供給装置が設けられていること。</p> <p>(5) 爆発を防止するために必要な措置が講じられていること。</p> <p>(6) 反応設備内の温度、圧力及び反応に必要な薬剤として用いられるガスの供給量を連続的に測定し、かつ、記録するための装置が設けられていること。</p> <p>ハ 次の要件を備えた除去設備が設けられていること。</p> <p>(1) 反応設備から排出された生成ガス中の粒子状の物質等及び塩化水素その他のガスを除去することができるものであること。</p> <p>(2) 除去設備から排出された生成ガス中の主要な成分を測定し、かつ、記録するための装置が設けられていること。</p> <p>ニ 事故時における反応設備からのガスの漏出を防止することができる設備が設けられていること。</p> <p>ホ 粒子状の物質等を排出し、貯留することができる取出設備及び貯留設備(粒子状の物質等の飛散及び流出を防止することができるものに限る。)が設けられていること。</p> <p>五 機械化学分解方式の施設にあつては、次によること。</p> <p>イ 次の要件を備えた供給設備が設けられていること。</p> <p>(1) ポリ塩化ビフェニル汚染物を破砕することができるものであること。</p> <p>(2) ポリ塩化ビフェニル汚染物の供給量を調節することができるものであること。</p> <p>ロ 次の要件を備えた反応設備が設けられていること。</p> <p>(1) 高温に耐え、かつ、腐食を防止するために必要な措置が講じられた反応器を有すること。</p> <p>(2) ポリ塩化ビフェニルの分解に必要な温度、圧力、反応器の回転数及び滞留時間を適正に保つことができるものであること。</p> <p>(3) 外気と遮断されたものであること。</p> <p>(4) 爆発を防止するために必要な措置が講じられていること。</p> <p>(8) 反応器内の温度及び反応器の回転数を連続的に測定し、かつ、記録するための装置が設けられていること。</p> <p>ハ 反応器から排出された生成ガス中の粒子状の物質等及び塩化水素その他のガスを除去することができる除去設備が設けられていること。</p>						

(様式5)

判断基準が法令の定めにより言い尽くされている場合の当該法令の規定

審査基準（申請に対する処分関係）

			資料番号	14、16	担当課	循環型社会推進課
法令名	廃棄物の処理及び清掃に関する法律	根拠条項	15条第1項 15条の2の5 第1項	許認可等の内容	産業廃棄物処理施設の設置の (変更)許可	
<p>ニ 事故時における反応器からのガスの漏出を防止することができる設備が設けられていること。</p> <p>ホ 粒子状の物質等を排出し、貯留することができる取出設備及び貯留設備（粒子状の物質等の飛散及び流出を防止することができるものに限る。）が設けられていること。</p> <p>六 溶融分解方式の施設にあつては、次によること。</p> <p>イ 次の要件を備えた供給設備が設けられていること。</p> <p>(1) ポリ塩化ビフェニル汚染物を破砕し、又は容器等へ充てんすることができるものであること。</p> <p>(2) ポリ塩化ビフェニル汚染物の供給量を調節することができるものであること。</p> <p>ロ 次の要件を備えた反応設備が設けられていること。</p> <p>(1) 高温に耐え、かつ、腐食を防止するために必要な措置が講じられていること。</p> <p>(2) ポリ塩化ビフェニル汚染物の溶融及びポリ塩化ビフェニルの分解に必要な温度、圧力及び滞留時間を適正に保つことができるものであること。</p> <p>(3) 外気と遮断されたものであること。</p> <p>(4) 爆発を防止するために必要な措置が講じられていること。</p> <p>(5) 反応設備内の温度及び圧力を連続的に測定し、かつ、記録するための装置が設けられていること。</p> <p>ハ 次の要件を備えた除去設備が設けられていること。</p> <p>(1) 反応設備から排出された生成ガス中の粒子状の物質等及び塩化水素その他のガスを除去することができるものであること。</p> <p>(2) 除去設備内の生成ガスの温度を連続的に測定し、かつ、記録するための装置が設けられていること。</p> <p>(3) 除去設備から排出された生成ガス中の主要な成分を測定し、かつ、記録するための装置が設けられていること。</p> <p>ニ 事故時における反応設備からのガスの漏出を防止することができる設備が設けられていること。</p> <p>ホ 粒子状の物質等を排出し、貯留することができる取出設備及び貯留設備（粒子状の物質等の飛散及び流出を防止することができるものに限る。）が設けられていること。</p> <p>17 令第七条第十三号に掲げる施設の技術上の基準は、次のとおりとする。</p> <p>一 事故時における受入設備、洗浄設備又は分離設備及び洗浄剤又はポリ塩化ビフェニルの回収設備からの廃油、廃酸又は廃アルカリの流出を防止するために必要な流出防止堤その他の設備が設けられ、かつ、当該施設が設置される床又は地盤面は、廃油、廃酸又は廃アルカリが浸透しない材料で築造され、又は被覆されていること。</p> <p>二 ポリ塩化ビフェニル汚染物又はポリ塩化ビフェニル処理物の処理に伴つて生じた産業廃棄物の性状を分析することができる設備が設けられていること。</p> <p>三 分離方式の施設にあつては、次によること。</p>						

(様式5)

判断基準が法令の定めにより言い尽くされている場合の当該法令の規定

審査基準 (申請に対する処分関係)

		資料番号	14、16	担当課	循環型社会推進課
法令名	廃棄物の処理及び清掃に関する法律	根拠条項	15条第1項 15条の2の5 第1項	許認可等の内容	産業廃棄物処理施設の設置の(変更)許可
<p>イ 次の要件を備えた分離設備が設けられていること。</p> <p>(1) 分離設備内をポリ塩化ビフェニルの分離に必要な温度及び圧力とし、かつ、これらを保つことができる温度制御装置及び圧力制御装置が設けられていること。</p> <p>(2) 分離設備内の温度及び圧力を連続的に測定し、かつ、記録するための装置が設けられていること。</p> <p>ロ 次の要件を備えた回収設備が設けられていること。</p> <p>(1) 回収設備内を分離されたポリ塩化ビフェニルの回収に必要な温度とし、かつ、これを保つことができる温度制御装置が設けられていること。</p> <p>(2) 回収設備内の温度を連続的に測定し、かつ、記録するための装置が設けられていること。</p> <p>(3) 回収設備から排出される排気による生活環境保全上の支障が生じないようにすることができる排気処理装置等が設けられていること。</p> <p>ハ ポリ塩化ビフェニルの分離及び回収の後に生じた産業廃棄物を、飛散及び流出を防ぎながら排出し、貯留することができる取出設備及び貯留設備が設けられていること。</p> <p>(適正な配慮がなされるべき周辺の施設)</p> <p>第十二条の二の二 法第十五条の二第一項第二号(法第十五条の二の五第二項において準用する場合を含む。)の環境省令で定める周辺の施設は、第四条の二に規定する施設とする。</p> <p>(産業廃棄物処理施設を設置しようとする者の能力の基準)</p> <p>第十二条の二の三 法第十五条の二第一項第三号(法第十五条の二の五第二項において準用する場合を含む。)の環境省令で定める基準は、次のとおりとする。</p> <p>一 産業廃棄物処理施設の設置及び維持管理を的確に行うに足りる知識及び技能を有すること。</p> <p>二 産業廃棄物処理施設の設置及び維持管理を的確に、かつ、継続して行うに足りる経理的基礎を有すること。</p> <p>(生活環境の保全に関する専門的知識)</p> <p>第十二条の三 法第十五条の二第三項(法第十五条の二の五第二項において準用する場合を含む。)の規定による環境省令で定める事項は、廃棄物の処理並びに大気質、騒音、振動、悪臭、水質及び地下水に関する事項とする。</p> <p>(産業廃棄物処理施設の使用前の検査の申請)</p> <p>第十二条の四 法第十五条の二第五項(法第十五条の二の五第二項において準用する場合を含む。)の規定による検査を受けようとする者は、次に掲げる事項を記載した様式第十九号による申請書を都道府県知事に提出しなければならない。</p> <p>一 氏名又は名称及び住所並びに法人にあつては、その代表者の氏名</p> <p>二 設置場所</p> <p>三 許可の年月日及び許可番号</p> <p>四 竣功の年月日</p>					

(様式5)

判断基準が法令の定めに言い尽くされている場合の当該法令の規定

審査基準 (申請に対する処分関係)

			資料番号	14、16	担当課	循環型社会推進課
法令名	廃棄物の処理及び清掃に関する法律	根拠条項	15条第1項 15条の2の5 第1項	許認可等の内容	産業廃棄物処理施設の設置の(変更)許可	
<p>五 使用開始予定年月日</p> <p>2 前項の申請書には、竣功後の当該施設の構造を明らかにする平面図、立面図、断面図及び構造図その他参考となる書類又は図面を添付するものとする。 (産業廃棄物処理施設の許可証)</p> <p>第十二条の五 都道府県知事は、法第十五条第一項の規定により産業廃棄物処理施設の設置の許可をしたとき、又は法第十五条の二の五第一項の規定により当該施設の変更の許可をしたときは、様式第二十号による許可証を交付しなければならない。 (産業廃棄物処理施設の維持管理の技術上の基準)</p> <p>第十二条の六 法第十五条の二の二の規定による産業廃棄物処理施設のすべてに共通する維持管理の技術上の基準は、次のとおりとする。</p> <p>一 受け入れる産業廃棄物の種類及び量が当該施設の処理能力に見合った適正なものとなるよう、受け入れる際に、必要な当該産業廃棄物の性状の分析又は計量を行うこと。</p> <p>二 施設への産業廃棄物の投入は、当該施設の処理能力を超えないように行うこと。</p> <p>三 産業廃棄物が施設から流出する等の異常な事態が生じたときは、直ちに施設の運転を停止し、流出した産業廃棄物の回収その他の生活環境の保全上必要な措置を講ずること。</p> <p>四 施設の正常な機能を維持するため、定期的に施設の点検及び機能検査を行うこと。</p> <p>五 産業廃棄物の飛散及び流出並びに悪臭の発散を防止するために必要な措置を講ずること。</p> <p>六 蚊、はえ等の発生の防止に努め、構内の清潔を保持すること。</p> <p>七 著しい騒音及び振動の発生により周囲の生活環境を損なわないように必要な措置を講ずること。</p> <p>八 施設から排水を放流する場合は、その水質を生活環境保全上の支障が生じないものとするとともに、定期的に放流水の水質検査を行うこと。</p> <p>九 施設の維持管理に関する点検、検査その他の措置の記録を作成し、三年間保存すること。</p> <p>第十二条の七 法第十五条の二の二の規定による産業廃棄物処理施設の維持管理の技術上の基準は、前条に定めるもののほか、この条の定めるところによる。</p> <p>2 令第七条第一号に掲げる施設の維持管理の技術上の基準は、次のとおりとする。</p> <p>一 脱水機の脱水機能の低下を防止するため、定期的にくろ布又は脱水機の洗浄を行うこと。</p> <p>二 汚泥からの分離液が地下に浸透しないように必要な措置を講ずること。</p> <p>3 令第七条第二号に掲げる施設(天日乾燥施設を除く。)の維持管理の技術上の基準は、次のとおりとする。</p> <p>一 汚泥の性状に応じ、乾燥設備を乾燥に適した状態に保つように温度を調節すること。</p> <p>二 施設の煙突から排出されるガスによる生活環境保全上の支障が生じないようにするとともに、定期的にはばい煙に関する検査を行うこと。</p> <p>4 令第七条第二号に掲げる施設(天日乾燥施設に限る。)の維持管理の技術上の基準は、定期的天日乾燥床を点検し、汚泥又は汚泥からの分離液が流出し、又は地下に浸透するおそれがあると認められる場合には、速やかにこれを防止するために必要な措置を講ずることとする。</p>						

(様式5)

判断基準が法令の定めにより言い尽くされている場合の当該法令の規定

審査基準 (申請に対する処分関係)

		資料番号	14、16	担当課	循環型社会推進課
法令名	廃棄物の処理及び清掃に関する法律	根拠条項	15条第1項 15条の2の5 第1項	許認可等の内容	産業廃棄物処理施設の設置の(変更)許可
5	令第七条第三号、第五号、第八号、第十二号及び第十三号の二に掲げる施設（次項に掲げるものを除く。）の維持管理の技術上の基準は、第四条の五第一項第二号（同号ハ及びナからケまでを除く。）の規定の例によるほか、次のとおりとする。 一 燃焼室中の燃焼ガスの温度を摂氏八百度（令第七条第十二号に掲げる施設にあつては、千百度（ただし、当該施設のうち、無害化処理に係る特例の対象となる一般廃棄物及び産業廃棄物（平成十八年環境省告示第九十八号）第二項第一号から第三号までに掲げる産業廃棄物の焼却施設にあつては、摂氏八百五十度））以上に保つこと。 二 令第七条第十二号に掲げる施設にあつては、燃え殻を令第六条の五第一項第三号チ又は同号リ(2)に掲げる環境省令で定める基準に適合させること。 三 令第七条第五号に掲げる施設及び同条第十二号に掲げる施設（廃ポリ塩化ビフェニル等又はポリ塩化ビフェニル処理物の焼却施設に限る。）にあつては、廃油が地下に浸透しないように必要な措置を講ずるとともに、第十二条の二第五項第二号の規定により設けられた流出防止堤その他の設備を定期的に点検し、異常を認めた場合には速やかに必要な措置を講ずること。				
6	令第七条第三号、第五号、第八号及び第十三号の二に掲げる施設（ガス化改質方式の焼却施設及び電気炉等を用いた焼却施設に限る。）の維持管理の技術上の基準は、次のとおりとする。 一 ガス化改質方式の焼却施設の維持管理の技術上の基準は、第四条の五第一項第三号イ（同号イの規定においてその例によるものとされた同項第二号ナからケまでを除く。）の規定の例によることとする。 二 電気炉等を用いた焼却施設の維持管理の技術上の基準は、第四条の五第一項第三号ロ（同号ロの規定においてその例によるものとされた同項第二号ナからケまでを除く。）の規定の例によることとする。				
7	令第七条第四号に掲げる施設の維持管理の技術上の基準は、第五項第三号及び第四条の五第一項第二号フの規定の例によることとする。				
8	令第七条第六号に掲げる施設の維持管理の技術上の基準は、次のとおりとする。 一 中和槽内の水素イオン濃度指数を測定し、廃酸又は廃アルカリ及び中和剤の供給量を適度に調節すること。 二 廃酸又は廃アルカリと中和剤との混合を十分に行うこと。 三 廃酸又は廃アルカリが地下に浸透しないように必要な措置を講ずること。				
9	令第七条第七号及び第八号の二に掲げる施設の維持管理の技術上の基準は、次のとおりとする。 一 破碎によつて生ずる粉じんの周囲への飛散を防止するために必要な措置を講ずること。 二 破碎した廃プラスチック類の圧縮固化を行う場合にあつては、次によること。 イ 成形設備にあつては、次によること。 (1) 運転を開始する場合には、成形設備内のちりを除去すること。 (2) 廃棄物の投入は、定量ずつ連続的に行うこと。				

(様式5)

判断基準が法令の定めにより言い尽くされている場合の当該法令の規定

審査基準 (申請に対する処分関係)

		資料番号	14、16	担当課	循環型社会推進課
法令名	廃棄物の処理及び清掃に関する法律	根拠条項	15条第1項 15条の2の5 第1項	許認可等の内容	産業廃棄物処理施設の設置の(変更)許可
<p>(3) 成形設備内の温度又は成形設備の出口における温度若しくは一酸化炭素の濃度を連続的に測定すること。</p> <p>(4) (3)の規定により測定した温度又は濃度が成形設備を管理する上で適切なものとなっていることを確認すること。</p> <p>ロ 冷却設備にあつては、次によること。ただし、圧縮固化した廃プラスチック類の温度が、保管設備へ搬入するまでに外気温度を大きく上回らない程度となる場合は、この限りでない。</p> <p>(1) 圧縮固化した廃プラスチック類の温度を外気温度を大きく上回らない程度に冷却すること。</p> <p>(2) 冷却設備の入口及び出口における温度を連続的に測定すること。ただし、水に浸して圧縮固化した廃プラスチック類を冷却する場合は、この限りでない。</p> <p>(3) 冷却設備内の温度又は一酸化炭素の濃度を連続的に測定すること。ただし、水に浸して圧縮固化した廃プラスチック類を冷却する場合は、この限りでない。</p> <p>(4) 冷却設備内で圧縮固化した廃プラスチック類が滞留する場合にあつては、火災の発生を防止するために必要な措置を講ずること。</p> <p>(5) (2)及び(3)の規定により測定した温度又は濃度が冷却設備を管理する上で適切なものとなっていることを確認すること。</p> <p>ハ 圧縮固化した廃プラスチック類を保管設備に搬入しようとする場合にあつては、次によること。</p> <p>(1) 圧縮固化した廃プラスチック類の温度が外気温度を大きく上回らない程度であることを測定により確認し、かつ、記録すること。</p> <p>(2) 圧縮固化した廃プラスチック類の外観を目視により検査し、著しく粉化していないことを確認し、かつ、記録すること。</p> <p>ニ 圧縮固化した廃プラスチック類を保管設備から搬出しようとする場合にあつては、ハの規定の例による。</p> <p>ホ 搬出しようとする圧縮固化した廃プラスチック類の性状がニの規定によりその例によるものとされたハ(1)又は(2)の基準に適合しない場合にあつては、必要な措置を講ずること。</p> <p>ヘ 保管設備に搬入した圧縮固化した廃プラスチック類の性状を適切に管理するために温度その他の項目を測定し、かつ、記録すること。</p> <p>ト 圧縮固化した廃プラスチック類を保管する場合にあつては、次によること。</p> <p>(1) 保管設備内を常時換気すること。</p> <p>(2) 保管期間がおおむね七日間を超える場合にあつては、圧縮固化した廃プラスチック類の入替えその他の圧縮固化した廃プラスチック類の放熱のために必要な措置を講ずること。</p> <p>チ 圧縮固化した廃プラスチック類をピットその他の外気に開放された場所に容器を用いて保管する場合にあつては、次によること。</p>					

(様式5)

判断基準が法令の定めに言い尽くされている場合の当該法令の規定

審査基準 (申請に対する処分関係)

		資料番号	14、16	担当課	循環型社会推進課
法令名	廃棄物の処理及び清掃に関する法律	根拠条項	15条第1項 15条の2の5 第1項	許認可等の内容	産業廃棄物処理施設の設置の(変更)許可
<p>(1) 複数の容器を用いて保管する場合にあつては、各容器の周囲の通気を行うことができるよう適当な間隔で配置することその他の必要な措置を講ずること。</p> <p>(2) 容器中の圧縮固化した廃プラスチック類の性状を把握するために適当に抽出した容器ごとに当該圧縮固化した廃プラスチック類の温度を測定し、かつ、記録すること。</p> <p>(3) (2)の規定により測定した温度が容器を用いて保管する上で適切なものとなっていることを確認すること。</p> <p>リ 圧縮固化した廃プラスチック類をサイロその他の閉鎖された場所に保管する場合（ルに掲げる場合を除く。）にあつては、次によること。</p> <p>(1) 保管設備内の温度及び一酸化炭素の濃度を連続的に測定し、かつ、記録すること。</p> <p>(2) (1)の規定により測定した温度及び濃度が保管設備を管理する上で適切なものとなっていることを確認すること。</p> <p>ヌ 圧縮固化した廃プラスチック類を第十二条の二第九項第二号への規定による保管設備に保管する場合にあつては、ト(2)の規定にかかわらず、次によること。</p> <p>(1) 保管設備内を定期的に清掃すること。</p> <p>(2) 保管した圧縮固化した廃プラスチック類のかくはんその他の圧縮固化した廃プラスチック類の温度の異常な上昇を防止するために必要な措置を講ずること。</p> <p>(3) 圧縮固化した廃プラスチック類の表面温度を連続的に監視すること。</p> <p>(4) 保管設備内の温度を連続的に測定し、かつ、記録すること。ただし、圧縮固化した廃プラスチック類を外気に開放されていることにより通風が良好である場所に保管する場合は、この限りでない。</p> <p>(5) (3)及び(4)の規定により監視し、又は測定した温度が保管設備を管理する上で適切なものとなっていることを確認すること。</p> <p>ル 圧縮固化した廃プラスチック類を第十二条の二第九項第二号トの規定による保管設備に保管する場合にあつては、トの規定にかかわらず、次によること。</p> <p>(1) 保管設備内を定期的に清掃すること。</p> <p>(2) 圧縮固化した廃プラスチック類の酸化による発熱又は発生した熱の蓄積を防止するために必要な措置を講ずること。</p> <p>(3) 圧縮固化した廃プラスチック類を連続的に保管設備に搬入する場合は、当該圧縮固化した廃プラスチック類の表面温度を連続的に監視すること。ただし、他の保管設備において保管していた圧縮固化した廃プラスチック類を搬入する場合は、この限りでない。</p> <p>(4) 保管設備内の温度、一酸化炭素の濃度その他保管設備を適切に管理するために必要な項目を連続的に測定し、かつ、記録すること。</p> <p>(5) (4)の規定により測定した温度又は濃度については保管設備を管理する上で適切なものとなっていることを確認すること。</p> <p>ヲ 火災の発生を防止するために必要な措置を講ずるとともに、消火器その他の消火設備を備えること。</p>					



(様式5)

判断基準が法令の定めに言い尽くされている場合の当該法令の規定

審査基準 (申請に対する処分関係)

			資料番号	14、16	担当課	循環型社会推進課
法令名	廃棄物の処理及び清掃に関する法律	根拠条項	15条第1項 15条の2の5 第1項	許認可等の内容	産業廃棄物処理施設の設置の(変更)許可	
<p>ワ 圧縮固化した廃プラスチック類を保管設備に搬入することなく、破碎施設から搬出しようとする場合は、当該圧縮固化した廃プラスチック類の性状を適切に管理するために温度その他の項目を測定し、かつ、記録すること。</p> <p>10 令第七条第九号に掲げる施設の維持管理の技術上の基準は、第二項第二号の規定の例によるほか、汚泥、セメント及び水の混合を均一に行い、かつ、当該混合物を十分に養生することとする。</p> <p>11 令第七条第十号に掲げる施設の維持管理の技術上の基準は、第二項第二号、第三項第二号及び第四条の五第一項第二号フの規定の例によるほか、次のとおりとする。</p> <p>一 ばい焼室の温度をおおむね摂氏六百度以上にした後、汚泥を投入すること。</p> <p>二 ばい焼に当たっては、ばい焼温度を前号に掲げる温度以上に保つとともに、異常な高温とならないようにすること。</p> <p>三 ばい焼によつて生ずる水銀ガスを回収すること。</p> <p>12 令第七条第十号の二に掲げる施設の維持管理の技術上の基準は、次のとおりとする。</p> <p>一 精製された水銀と硫黄とを均一に化学反応させること。</p> <p>二 外気と遮断されていない反応設備にあつては、反応中は、反応設備内を負圧に保つこと。</p> <p>三 水銀ガスによる生活環境の保全上の支障が生じないようにすること。</p> <p>13 令第七条第十一号に掲げる施設の維持管理の技術上の基準は、次のとおりとする。</p> <p>一 汚泥からの分離液、廃酸又は廃アルカリが地下に浸透しないように必要な措置を講ずること。</p> <p>二 高温熱分解方式の施設にあつては、第三項第二号及び第四条の五第一項第二号フの規定の例によるほか、次によること。</p> <p>イ 分解室の出口における炉温をおおむね摂氏九百度以上にした後、汚泥、廃酸又は廃アルカリを投入すること。</p> <p>ロ 熱分解に当たっては、分解室の出口における炉温をイに掲げる温度以上に保つとともに、異常な高温とならないようにすること。</p> <p>三 酸化分解方式の施設にあつては、次によること。</p> <p>イ 分解槽内の水素イオン濃度指数を測定し、廃酸又は廃アルカリ、酸化剤及び中和剤の供給量を適度に調節すること。</p> <p>ロ シアン化合物を含む廃酸又は廃アルカリと酸化剤及び中和剤との混合を十分に行うこと。</p> <p>ハ 酸化分解によつて生じたガスにより周囲の生活環境が損なわれないように必要な措置を講ずること。</p> <p>14 令第七条第十一号の二に掲げる施設の維持管理の技術上の基準は、次のとおりとする。</p> <p>一 廃棄物の熔融中に熔融炉内へ廃石綿等又は石綿含有産業廃棄物を投入する場合は、外気と遮断した状態で行うこと。</p> <p>二 熔融炉内に投入された廃石綿等又は石綿含有産業廃棄物の温度を速やかに摂氏千五百度以</p>						

(様式5)

判断基準が法令の定めにより言い尽くされている場合の当該法令の規定

審査基準 (申請に対する処分関係)

		資料番号	14、16	担当課	循環型社会推進課
法令名	廃棄物の処理及び清掃に関する法律	根拠条項	15条第1項 15条の2の5 第1項	許認可等の内容	産業廃棄物処理施設の設置の(変更)許可
<p>上とし、これを保つこと。</p> <p>三 溶融炉内に投入された廃石綿等又は石綿含有産業廃棄物の数量及び性状に応じ、溶融処理に必要な滞留時間を調節すること。</p> <p>四 溶融炉内の温度を間接的に把握することができる位置の温度を連続的に測定し、かつ、当該温度及び当該温度から推定される溶融炉内の温度を記録すること。ただし、第十二条の二第十四項第三号ただし書に規定する装置を用いて溶融炉内の温度を直接的、かつ、連続的に測定し、記録する場合は、この限りでない。</p> <p>五 排気口又は排気筒から排出される排ガス中の石綿の濃度を六月に一回以上測定し、かつ、記録すること。</p> <p>六 溶融処理生成物が環境大臣が定める基準に適合していることを確認するための試験を六月に一回以上行い、かつ、その結果を記録すること。</p> <p>七 排ガスによる生活環境の保全上の支障が生じないようにすること。</p> <p>八 排ガス処理設備にたい積したばいじんを除去すること。</p> <p>九 溶融炉が適正に稼働していることを確認するため、溶融処理生成物の流動状態が適正であることを定期的に確認すること。</p> <p>十 火災の発生を防止するために必要な措置を講ずるとともに、消火器その他の消火設備を備えること。</p> <p>十一 溶融炉内に石綿含有産業廃棄物を投入するために必要な破碎を行う場合にあつては、次によること。</p> <p>イ 投入する廃棄物に破碎に適さないものが含まれていないことを連続的に監視すること。</p> <p>ロ 破碎によつて生ずる粉じんの周囲への飛散を防止するために必要な措置を講ずること。</p> <p>ハ 集じん器の出口における排ガス中の石綿の濃度を六月に一回以上測定し、かつ、記録すること。</p> <p>ニ 集じん器にたい積した粉じんを除去すること。</p> <p>15 令第七条第十二号の二に掲げる施設(ポリ塩化ビフェニル汚染物分解施設を除く。)の維持管理の技術上の基準は、次のとおりとする。</p> <p>一 廃油、廃酸及び廃アルカリが地下に浸透しないように必要な措置を講ずるとともに、第十二条の二第十三項第一号の規定により設けられた流出防止堤その他の設備を定期的に点検し、異常を認めた場合には速やかに必要な措置を講ずること。</p> <p>二 脱塩素化分解方式の施設にあつては、次によること。</p> <p>イ 廃ポリ塩化ビフェニル等又はポリ塩化ビフェニル処理物の数量及び性状に応じ、薬剤等の供給量を調節すること。</p> <p>ロ 廃ポリ塩化ビフェニル等又はポリ塩化ビフェニル処理物と薬剤等との混合を十分に行うとともに、当該混合物の温度を反応の進行に必要な温度に保つこと。</p> <p>ハ 反応中の混合物の温度を連続的に測定し、かつ、記録すること。</p> <p>ニ 廃ポリ塩化ビフェニル等又はポリ塩化ビフェニル処理物の処理により生じた廃油中のポ</p>					

(様式5)

判断基準が法令の定めにより言い尽くされている場合の当該法令の規定

審査基準 (申請に対する処分関係)

		資料番号	14、16	担当課	循環型社会推進課
法令名	廃棄物の処理及び清掃に関する法律	根拠条項	15条第1項 15条の2の5 第1項	許認可等の内容	産業廃棄物処理施設の設置の(変更)許可
<p>リ塩化ビフェニル含有量並びに当該処理に伴い生ずる排水を放流する場合にあつては、放流水中のポリ塩化ビフェニル含有量、ノルマルヘキサン抽出物質含有量及び水素イオン濃度を六月に一回以上測定し、かつ、記録すること。</p> <p>三 水熱酸化分解方式の施設にあつては、次によること。</p> <p>イ 廃ポリ塩化ビフェニル等又はポリ塩化ビフェニル処理物の数量及び性状に応じ、酸化剤等の供給量を調節すること。</p> <p>ロ 反応中は、反応に必要な温度及び圧力を保つとともに、異常な高温又は高圧とならないようにすること。</p> <p>ハ 反応中の混合物の温度及び反応器中の圧力を連続的に測定し、かつ、記録すること。</p> <p>ニ 気液を分離した後の液体中に含まれるポリ塩化ビフェニルの量が試料一リットルにつき〇・〇三ミリグラム以下になるように処理すること。</p> <p>ホ 処理に伴い生じた排水を放流する場合にあつては、放流水中のポリ塩化ビフェニル含有量、ノルマルヘキサン抽出物質含有量及び水素イオン濃度を六月に一回以上測定し、かつ、記録すること。</p> <p>四 還元熱化学分解方式の施設にあつては、次によること。</p> <p>イ 廃ポリ塩化ビフェニル等又はポリ塩化ビフェニル処理物の数量及び性状に応じ、薬剤等の供給量を調節すること。</p> <p>ロ 反応中は、反応に必要な温度、圧力及び薬剤として用いられるガスの供給量を保つとともに、異常な高温又は高圧とならないようにすること。</p> <p>ハ 反応設備内の温度、圧力及び薬剤として用いられるガスの供給量を連続的に測定し、かつ、記録すること。</p> <p>ニ 除去設備内にたい積した粒子状の物質等を除去すること。</p> <p>ホ 除去設備から排出された生成ガス中の主要な成分を測定し、かつ、記録すること。</p> <p>ヘ 粒子状の物質等が飛散し、及び流出しないように当該物質を排出し、貯留すること。</p> <p>ト 除去設備の出口における生成ガス中の環境大臣の定める方法により算出されたダイオキシン類の濃度が一立方メートル当たり〇・一ナノグラム以下となるように処理すること。</p> <p>チ 除去設備の出口における生成ガス中のダイオキシン類の濃度を毎年一回以上、粒子状の物質及び塩化水素の濃度を六月に一回以上測定し、かつ、記録すること。</p> <p>リ 生成ガスによる生活環境保全上の支障が生じないようにすること。</p> <p>ヌ 生成ガスを水により洗浄し、又は冷却する場合は、当該水の飛散及び流出による生活環境保全上の支障が生じないようにすること。</p> <p>ル 廃ポリ塩化ビフェニル等又はポリ塩化ビフェニル処理物の処理に伴い生じた排水を放流する場合は、放流水中のポリ塩化ビフェニル含有量、ノルマルヘキサン抽出物質含有量及び水素イオン濃度を六月に一回以上測定し、かつ、記録すること。</p> <p>ヲ 火災の発生を防止するために必要な措置を講ずるとともに、消火器その他の消火設備を備えること。</p>					

(様式5)

判断基準が法令の定めに言い尽くされている場合の当該法令の規定

審査基準 (申請に対する処分関係)

			資料番号	14、16	担当課	循環型社会推進課
法令名	廃棄物の処理及び清掃に関する法律	根拠条項	15条第1項 15条の2の5 第1項	許認可等の内容	産業廃棄物処理施設の設置の(変更)許可	
<p>五 光分解方式の施設にあつては、次によること。</p> <p>イ 廃ポリ塩化ビフェニル等又はポリ塩化ビフェニル処理物の数量及び性状に応じ、薬剤等の供給量を調節すること。</p> <p>ロ 光化学反応の進行に必要な照射量を保つこと。</p> <p>ハ 照射される光の強度を定期的に測定し、かつ、記録すること。</p> <p>ニ 反応中の混合物の温度を連続的に測定し、かつ、記録すること。</p> <p>ホ 反応終了後の混合物の処理（生物分解及び脱塩素化分解に限る。）については、次によること。ただし、反応終了後の混合物をポリ塩化ビフェニル処理物として処理する場合は、この限りでない。</p> <p>(1) 反応の進行に必要な温度及び当該処理に使用する生物の量又は薬剤の濃度を保つこと。</p> <p>(2) 反応中の混合物の温度を連続的に測定し、かつ、記録すること。</p> <p>(3) 処理設備から排出される排気による生活環境保全上の支障が生じないようにすること。</p> <p>へ 処理により生じた廃油中のポリ塩化ビフェニル含有量並びに当該処理に伴い生ずる排水を放流する場合は、放流水中のポリ塩化ビフェニル含有量、ノルマルヘキサン抽出物質含有量及び水素イオン濃度を六月に一回以上測定し、かつ、記録すること。</p> <p>六 プラズマ分解方式の施設にあつては、次によること。</p> <p>イ 廃ポリ塩化ビフェニル等又はポリ塩化ビフェニル処理物の数量及び性状に応じ、反応に必要な薬剤として用いられるガスの供給量を調節すること。</p> <p>ロ 反応器内がプラズマ状態（プラズマが継続的に発生している状態をいう。ハにおいて同じ。）に達した後、廃ポリ塩化ビフェニル等又はポリ塩化ビフェニル処理物を投入し、異常な高温又は高圧とならないようにすること。</p> <p>ハ プラズマ状態を維持するために必要となるガスの供給量並びに電流及び電圧を保つこと。</p> <p>ニ プラズマの発生に必要なガスの供給量、電流及び電圧並びに反応器の出口の生成ガスの温度、反応器内の圧力及び反応に必要な薬剤として用いられるガスの供給量を連続的に測定し、かつ、記録すること。</p> <p>ホ 除去設備内にたい積した粒子状の物質等を除去すること。</p> <p>へ 除去設備から排出された生成ガス中の主要な成分を測定し、かつ、記録すること。</p> <p>ト 粒子状の物質等が飛散し、及び流出しないように当該物質を排出し、貯留すること。</p> <p>チ 除去設備の出口における生成ガス中の環境大臣の定める方法により算出されたダイオキシン類の濃度が一立方メートル当たり〇・一ナノグラム以下となるように処理すること。</p> <p>リ 除去設備の出口における生成ガス中のダイオキシン類の濃度を毎年一回以上、粒子状の物質及び塩化水素の濃度を六月に一回以上測定し、かつ、記録すること。</p> <p>ヌ 生成ガスによる生活環境保全上の支障が生じないようにすること。</p>						

(様式5)

判断基準が法令の定めに言い尽くされている場合の当該法令の規定

審査基準 (申請に対する処分関係)

		資料番号	14、16	担当課	循環型社会推進課
法令名	廃棄物の処理及び清掃に関する法律	根拠条項	15条第1項 15条の2の5 第1項	許認可等の内容	産業廃棄物処理施設の設置の(変更)許可
<p>ル 生成ガスを水により洗浄し、又は冷却する場合は、当該水の飛散及び流出による生活環境保全上の支障が生じないようにすること。</p> <p>ヲ 廃ポリ塩化ビフェニル等又はポリ塩化ビフェニル処理物の処理に伴い生じた排水を放流する場合は、放流水中のポリ塩化ビフェニル含有量、ノルマルヘキサン抽出物質含有量及び水素イオン濃度を六月に一回以上測定し、かつ、記録すること。</p> <p>ワ 火災の発生を防止するために必要な措置を講ずるとともに、消火器その他の消火設備を備えること。</p> <p>16 令第七条第十二号の二に掲げる施設（ポリ塩化ビフェニル汚染物分解施設に限る。）の維持管理の技術上の基準は、次のとおりとする。</p> <p>一 廃油、廃酸及び廃アルカリが地下に浸透しないように必要な措置を講ずるとともに、第十二条の二第十六項第一号の規定により設けられた流出防止堤その他の設備を定期的に点検し、異常を認めた場合には速やかに必要な措置を講ずること。</p> <p>二 水熱酸化分解方式の施設にあつては、次によること。</p> <p>イ 反応器に投入するポリ塩化ビフェニル汚染物を必要に応じて破碎すること。</p> <p>ロ ポリ塩化ビフェニル汚染物の数量及び性状に応じ、酸化剤等の供給量を調節すること。</p> <p>ハ 反応中は、反応に必要な温度及び圧力を保つとともに、異常な高温又は高圧とならないようにすること。</p> <p>ニ 反応中の混合物の温度及び反応器中の圧力を連続的に測定し、かつ、記録すること。</p> <p>ホ 気液を分離した後の液体中に含まれるポリ塩化ビフェニルの量が試料一リットルにつき〇・〇三ミリグラム以下になるように処理すること。</p> <p>ヘ 処理に伴い生じた排水を放流する場合にあつては、放流水中のポリ塩化ビフェニル含有量、ノルマルヘキサン抽出物質含有量及び水素イオン濃度を六月に一回以上測定し、かつ、記録すること。</p> <p>三 還元熱化学分解方式の施設にあつては、次によること。</p> <p>イ 反応設備に投入するポリ塩化ビフェニル汚染物を必要に応じて破碎すること。</p> <p>ロ ポリ塩化ビフェニル汚染物の数量及び性状に応じ、薬剤等の供給量を調節すること。</p> <p>ハ 反応中は、ポリ塩化ビフェニルの分解に必要な温度、圧力及び薬剤として用いられるガスの供給量を保つとともに、異常な高温又は高圧とならないようにすること。</p> <p>ニ 反応設備内の温度、圧力及び薬剤として用いられるガスの供給量を連続的に測定し、かつ、記録すること。</p> <p>ホ 除去設備内にたい積した粒子状の物質等を除去すること。</p> <p>ヘ 除去設備から排出された生成ガス中の主要な成分を測定し、かつ、記録すること。</p> <p>ト 粒子状の物質等が飛散し、及び流出しないように当該物質を排出し、貯留すること。</p> <p>チ 除去設備の出口における生成ガス中の環境大臣の定める方法により算出されたダイオキシン類の濃度が一立方メートル当たり〇・一ナノグラム以下となるように処理すること。</p> <p>リ 除去設備の出口における生成ガス中のダイオキシン類の濃度を毎年一回以上、粒子状の</p>					

(様式5)

判断基準が法令の定めに言い尽くされている場合の当該法令の規定

審査基準 (申請に対する処分関係)

		資料番号	14、16	担当課	循環型社会推進課
法令名	廃棄物の処理及び清掃に関する法律	根拠条項	15条第1項 15条の2の5 第1項	許認可等の内容	産業廃棄物処理施設の設置の(変更)許可
<p>物質及び塩化水素の濃度を六月に一回以上測定し、かつ、記録すること。</p> <p>ヌ 生成ガスによる生活環境保全上の支障が生じないようにすること。</p> <p>ル 生成ガスを水により洗浄し、又は冷却する場合は、当該水の飛散及び流出による生活環境保全上の支障が生じないようにすること。</p> <p>ヲ ポリ塩化ビフェニル汚染物の処理に伴い生じた排水を放流する場合は、放流水中のポリ塩化ビフェニル含有量、ノルマルヘキサン抽出物質含有量及び水素イオン濃度を六月に一回以上測定し、かつ、記録すること。</p> <p>ワ 火災の発生を防止するために必要な措置を講ずるとともに、消火器その他の消火設備を備えること。</p> <p>四 機械化学分解方式の施設にあつては、次によること。</p> <p>イ 反応器に投入するポリ塩化ビフェニル汚染物を必要に応じて破砕すること。</p> <p>ロ ポリ塩化ビフェニル汚染物の数量及び性状に応じ、薬剤等の供給量を調節すること。</p> <p>ハ 反応中は、反応に必要な温度、圧力及び反応器の回転数を保つとともに、異常な高温又は高圧とならないようにすること。</p> <p>ニ 反応中の反応器内の温度及び反応器の回転数を連続的に測定し、かつ、記録すること。</p> <p>ホ 除去設備内にたい積した粒子状の物質等を除去すること。</p> <p>へ 粒子状の物質等が飛散し、及び流出しないように当該物質を排出し、貯留すること。</p> <p>ト 除去設備の出口における生成ガス中の粒子状の物質及び塩化水素の濃度を六月に一回以上測定し、かつ、記録すること。</p> <p>チ 生成ガスによる生活環境保全上の支障が生じないようにすること。</p> <p>リ 生成ガスを水により洗浄し、又は冷却する場合は、当該水の飛散及び流出による生活環境保全上の支障が生じないようにすること。</p> <p>ヌ ポリ塩化ビフェニル汚染物の処理に伴い生じた排水を放流する場合は、放流水中のポリ塩化ビフェニル含有量、ノルマルヘキサン抽出物質含有量及び水素イオン濃度を六月に一回以上測定し、かつ、記録すること。</p> <p>五 熔融分解方式の施設にあつては、次によること。</p> <p>イ 反応設備に投入するポリ塩化ビフェニル汚染物を反応設備中の熔融補助剤が熔融した面に接するよう供給すること。</p> <p>ロ ポリ塩化ビフェニル汚染物の数量及び性状に応じ、当該ポリ塩化ビフェニル汚染物が熔融した状態を保つために熔融補助剤の供給量を調節すること。</p> <p>ハ 反応中は、ポリ塩化ビフェニル汚染物の熔融及びポリ塩化ビフェニルの分解に必要な温度及び圧力を保つとともに、異常な高温又は高圧とならないようにすること。</p> <p>ニ 反応設備内の温度及び圧力を連続的に測定し、かつ、記録すること。</p> <p>ホ 除去設備内の生成ガスの温度を連続的に測定し、かつ、記録すること。</p> <p>へ 除去設備内にたい積した粒子状の物質等を除去すること。</p> <p>ト 除去設備から排出された生成ガス中の主要な成分を測定し、かつ、記録すること。</p>					

(様式5)

判断基準が法令の定めにより言い尽くされている場合の当該法令の規定

審査基準 (申請に対する処分関係)

		資料番号	14、16	担当課	循環型社会推進課
法令名	廃棄物の処理及び清掃に関する法律	根拠条項	15条第1項 15条の2の5 第1項	許認可等の内容	産業廃棄物処理施設の設置の(変更)許可
<p>チ 粒子状の物質等が飛散し、及び流出しないように当該物質を排出し、貯留すること。</p> <p>リ 除去設備の出口における生成ガス中の環境大臣の定める方法により算出されたダイオキシン類の濃度が一立方メートル当たり〇・一ナノグラム以下となるように処理すること。</p> <p>ヌ 除去設備の出口における生成ガス中のダイオキシン類の濃度を毎年一回以上、粒子状の物質及び塩化水素の濃度を六月に一回以上測定し、かつ、記録すること。</p> <p>ル 生成ガスによる生活環境保全上の支障が生じないようにすること。</p> <p>ヲ 生成ガスを水により洗浄し、又は冷却する場合は、当該水の飛散及び流出による生活環境保全上の支障が生じないようにすること。</p> <p>ワ ポリ塩化ビフェニル汚染物の処理に伴い生じた排水を放流する場合は、放流水中のポリ塩化ビフェニル含有量、ノルマルヘキサン抽出物質含有量及び水素イオン濃度を六月に一回以上測定し、かつ、記録すること。</p> <p>カ 火災の発生を防止するために必要な措置を講ずるとともに、消火器その他の消火設備を備えること。</p> <p>17 令第七条第十三号に掲げる施設の維持管理の技術上の基準は、次のとおりとすること。</p> <p>一 廃油、廃酸又は廃アルカリが地下に浸透しないように必要な措置を講ずるとともに、第十二条の二第十七項第一号の規定により設けられた流出防止堤その他の設備を定期的に点検し、異常を認めた場合は、速やかに必要な措置を講ずること。</p> <p>二 洗浄方式の施設にあつては、第十五項第三号ホの規定の例によること。</p> <p>三 分離方式の施設にあつては、次によること。</p> <p>イ ポリ塩化ビフェニル汚染物又はポリ塩化ビフェニル処理物の数量及び性状に応じ、分離設備におけるポリ塩化ビフェニルの分離に必要な時間を調節すること。</p> <p>ロ 分離設備内をポリ塩化ビフェニルの分離に必要な温度及び圧力に保つこと。</p> <p>ハ 分離設備内の温度及び圧力を連続的に測定し、かつ、記録すること。</p> <p>ニ 回収設備内を分離されたポリ塩化ビフェニルの回収に必要な温度に保つこと。</p> <p>ホ 回収設備の温度を連続的に測定し、かつ、記録すること。</p> <p>ヘ ポリ塩化ビフェニルの分離及び回収の後に生ずる液状の産業廃棄物（以下この号において「回収液」という。）の量を測定し、かつ、記録すること。</p> <p>ト ポリ塩化ビフェニルの分離後に生じた産業廃棄物が飛散し、及び流出しないように当該産業廃棄物を排出し、貯留すること。</p> <p>チ 排出した回収液の量及び当該回収液中のポリ塩化ビフェニル含有量を測定し、かつ、記録すること。</p> <p>リ 回収設備から排出される排気による生活環境保全上の支障が生じないようにすること。</p> <p>一般廃棄物の最終処分場及び産業廃棄物の最終処分場に係る技術上の基準を定める省令 (一般廃棄物の最終処分場に係る技術上の基準) 第一条 廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和四十五年法律第百三十七号。以下「法」とい</p>					

(様式5)

判断基準が法令の定めにより言い尽くされている場合の当該法令の規定

審査基準 (申請に対する処分関係)

		資料番号	14、16	担当課	循環型社会推進課
法令名	廃棄物の処理及び清掃に関する法律	根拠条項	15条第1項 15条の2の5 第1項	許認可等の内容	産業廃棄物処理施設の設置の(変更)許可
<p>う。) 第八条の二第一項第一号の規定による一般廃棄物の最終処分場 (廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令 (昭和四十六年政令第三百号。以下「令」という。) 第三条第三号ヌ (2) に掲げる水銀処理物 (以下「基準不適合水銀処理物」という。) の埋立処分の用に供されるものを除く。以下この条において同じ。) の技術上の基準は、次のとおりとする。</p> <p>一 埋立処分の場所 (以下「埋立地」という。) の周囲には、みだりに人が埋立地に立ち入るのを防止することができる囲い (次項第十七号の規定により閉鎖された埋立地を埋立処分以外の用に供する場合においては、埋立地の範囲を明らかにすることができる囲い、杭その他の設備) が設けられていること。</p> <p>二 入口の見やすい箇所に、様式第一により一般廃棄物の最終処分場であることを表示する立札その他の設備が設けられていること。</p> <p>三 地盤の滑りを防止し、又は最終処分場に設けられる設備の沈下を防止する必要がある場合においては、適当な地滑り防止工又は沈下防止工が設けられていること。</p> <p>四 埋め立てる一般廃棄物の流出を防止するための擁壁、えん堤その他の設備であつて、次の要件を備えたもの (以下「擁壁等」という。) が設けられていること。</p> <p>イ 自重、土圧、水圧、波力、地震力等に対して構造耐力上安全であること。</p> <p>ロ 埋め立てる一般廃棄物、地表水、地下水及び土壌の性状に応じた有効な腐食防止のための措置が講じられていること。</p> <p>五 埋立地 (内部仕切設備により区画して埋立処分を行う埋立地については、埋立処分を行っている区画。以下この号、次号及び次項第十二号において同じ。) からの浸出液による公共の水域及び地下水の汚染を防止するための次に掲げる措置が講じられていること。ただし、公共の水域及び地下水の汚染を防止するために必要な措置を講じた一般廃棄物のみを埋め立てる埋立地については、この限りでない。</p> <p>イ 埋立地 (地下の全面に厚さが五メートル以上であり、かつ、透水係数が毎秒百ナノメートル (岩盤にあつては、ルジオン値が一) 以下である地層又はこれと同等以上の遮水の効力を有する地層 (以下「不透水性地層」という。) があるものを除く。以下イにおいて同じ。) には、一般廃棄物の投入のための開口部及び二に規定する保有水等集排水設備の部分を除き、一般廃棄物の保有水及び雨水等 (以下「保有水等」という。) の埋立地からの浸出を防止するため、次の要件を備えた遮水工又はこれと同等以上の遮水の効力を有する遮水工を設けること。ただし、埋立地の内部の側面又は底面のうち、その表面に不透水性地層がある部分については、この限りでない。</p> <p>(1) 次のいずれかの要件を備えた遮水層又はこれらと同等以上の効力を有する遮水層を有すること。ただし、遮水層が敷設される地盤 (以下「基礎地盤」という。) のうち、そのこう配が五十パーセント以上であつて、かつ、その高さが保有水等の水位が達するおそれがある高さを超える部分については、当該基礎地盤に吹き付けられたモルタルの表面に、保有水等の浸出を防止するために必要な遮水の効力、強度及び耐久力を有する遮水シート (以下「遮水シート」という。) 若しくはゴムアスファルト又はこれらと同等以上</p>					



(様式5)

判断基準が法令の定めにより言い尽くされている場合の当該法令の規定

審査基準 (申請に対する処分関係)

		資料番号	14、16	担当課	循環型社会推進課
法令名	廃棄物の処理及び清掃に関する法律	根拠条項	15条第1項 15条の2の5 第1項	許認可等の内容	産業廃棄物処理施設の設置の(変更)許可
<p>の遮水の効力、強度及び耐久力を有する物を遮水層として敷設した場合においては、この限りでない。</p> <p>(イ) 厚さが五十センチメートル以上であり、かつ、透水係数が毎秒十ナノメートル以下である粘土その他の材料の層の表面に遮水シートが敷設されていること。</p> <p>(ロ) 厚さが五センチメートル以上であり、かつ、透水係数が毎秒一ナノメートル以下であるアスファルト・コンクリートの層の表面に遮水シートが敷設されていること。</p> <p>(ハ) 不織布その他の物(二重の遮水シートが基礎地盤と接することによる損傷を防止することができるものに限る。)の表面に二重の遮水シート(当該遮水シートの間に、埋立処分に用いる車両の走行又は作業による衝撃その他の負荷により双方の遮水シートが同時に損傷することを防止することができる十分な厚さ及び強度を有する不織布その他の物が設けられているものに限る。)が敷設されていること。</p> <p>(2) 基礎地盤は、埋め立てる一般廃棄物の荷重その他予想される負荷による遮水層の損傷を防止するために必要な強度を有し、かつ、遮水層の損傷を防止することができる平らな状態であること。</p> <p>(3) 遮水層の表面を、日射によるその劣化を防止するために必要な遮光の効力を有する不織布又はこれと同等以上の遮光の効力及び耐久力を有する物で覆うこと。ただし、日射による遮水層の劣化のおそれがあると認められない場合には、この限りでない。</p> <p>ロ 埋立地(地下の全面に不透水性地層があるものに限る。以下ロにおいて同じ。)には、保有水等の埋立地からの浸出を防止するため、開口部を除き、次のいずれかの要件を備えた遮水工又はこれらと同等以上の遮水の効力を有する遮水工を設けること。</p> <p>(1) 薬剤等の注入により、当該不透水性地層までの埋立地の周囲の地盤が、ルジオン値が一以下となるまで固化されていること。</p> <p>(2) 厚さが五十センチメートル以上であり、かつ、透水係数が毎秒十ナノメートル以下である壁が埋立地の周囲に当該不透水性地層まで設けられていること。</p> <p>(3) 鋼矢板(他の鋼矢板と接続する部分からの保有水等の浸出を防止するための措置が講じられるものに限る。)が埋立地の周囲に当該不透水性地層まで設けられていること。</p> <p>(4) イ(1)から(3)までに掲げる要件</p> <p>ハ 地下水により遮水工が損傷するおそれがある場合には、地下水を有効に集め、排出することができる堅固で耐久力を有する管渠(きよ)その他の集排水設備(以下「地下水集排水設備」という。)を設けること。</p> <p>ニ 埋立地には、保有水等を有効に集め、速やかに排出することができる堅固で耐久力を有する構造の管渠(きよ)その他の集排水設備(水面埋立処分を行う埋立地については、保有水等を有効に排出することができる堅固で耐久力を有する構造の余水吐きその他の排水設備。以下「保有水等集排水設備」という。)を設けること。ただし、雨水が入らないよう必要な措置が講じられる埋立地(水面埋立処分を行う埋立地を除く。)であつて、腐敗せず、かつ、保有水が生じない一般廃棄物のみを埋め立てるものについては、この限りでない。</p>					

(様式5)

判断基準が法令の定めにより言い尽くされている場合の当該法令の規定

審査基準 (申請に対する処分関係)

		資料番号	14、16	担当課	循環型社会推進課
法令名	廃棄物の処理及び清掃に関する法律	根拠条項	15条第1項 15条の2の5 第1項	許認可等の内容	産業廃棄物処理施設の設置の(変更)許可
<p>ホ 保有水等集排水設備により集められ、へに規定する浸出液処理設備に流入する保有水等の水量及び水質を調整することができる耐水構造の調整池を設けること。ただし、水面埋立処分を行う最終処分場又はへただし書に規定する最終処分場にあつては、この限りでない。</p> <p>へ 保有水等集排水設備により集められた保有水等（水面埋立処分を行う埋立地については、保有水等集排水設備により排出される保有水等。以下同じ。）に係る放流水の水質を別表第一の上欄に掲げる項目ごとに同表の下欄に掲げる排水基準及び法第八条第二項第七号に規定する一般廃棄物処理施設の維持管理に関する計画（以下「維持管理計画」という。）に放流水の水質について達成することとした数値（ダイオキシン類（ダイオキシン類対策特別措置法（平成十一年法律第百五号）第二条第一項に規定するダイオキシン類をいう。）に関する数値を除く。）が定められている場合における当該数値（以下「排水基準等」という。）並びにダイオキシン類対策特別措置法施行規則（平成十一年総理府令第六十七号）別表第二の下欄に定めるダイオキシン類の許容限度（維持管理計画においてより厳しい数値を達成することとした場合にあつては、当該数値）に適合させることができる浸出液処理設備を設けること。ただし、保有水等集排水設備により集められた保有水等を貯留するための十分な容量の耐水構造の貯留槽（そう）が設けられ、かつ、当該貯留槽（そう）に貯留された保有水等が当該最終処分場以外の場所に設けられた本文に規定する浸出液処理設備と同等以上の性能を有する水処理設備で処理される最終処分場にあつては、この限りでない。</p> <p>ト へに規定する浸出液処理設備に保有水等集排水設備により集められた保有水等を流入させるために設ける導水管又は当該浸出液処理設備の配管（以下「導水管等」という。）の凍結による損壊のおそれのある部分には、有効な防凍のための措置が講じられていること。</p> <p>六 埋立地の周囲には、地表水が埋立地の開口部から埋立地へ流入するのを防止することができる開渠（きよ）その他の設備が設けられていること。</p> <p>2 法第八条の三第一項の規定による一般廃棄物の最終処分場の維持管理の技術上の基準は、次のとおりとする。</p> <p>一 埋立地の外に一般廃棄物が飛散し、及び流出しないように必要な措置を講ずること。</p> <p>二 最終処分場の外に悪臭が発散しないように必要な措置を講ずること。</p> <p>三 火災の発生を防止するために必要な措置を講ずるとともに、消火器その他の消火設備を備えておくこと。</p> <p>四 ねずみが生息し、及び蚊、はえその他の害虫が発生しないように薬剤の散布その他必要な措置を講ずること。</p> <p>五 前項第一号の規定により設けられた囲いは、みだりに人が埋立地に立ち入るのを防止することができるようにしておくこと。ただし、第十七号の規定により閉鎖された埋立地を埋立処分以外の用に供する場合においては、同項第一号括弧書の規定により設けられた囲い、杭その他の設備により埋立地の範囲を明らかにしておくこと。</p> <p>六 前項第二号の規定により設けられた立札その他の設備は、常に見やすい状態にしておくこと。</p>					

(様式5)

判断基準が法令の定めにより言い尽くされている場合の当該法令の規定

審査基準 (申請に対する処分関係)

		資料番号	14、16	担当課	循環型社会推進課
法令名	廃棄物の処理及び清掃に関する法律	根拠条項	15条第1項 15条の2の5 第1項	許認可等 の内容	産業廃棄物処理施設の設置の (変更) 許可
<p>ともに、表示すべき事項に変更が生じた場合には、速やかに書換えその他必要な措置を講ずること。</p> <p>七 前項第四号の規定により設けられた擁壁等を定期的に点検し、擁壁等が損壊するおそれがあると認められる場合には、速やかにこれを防止するために必要な措置を講ずること。</p> <p>八 埋め立てる一般廃棄物の荷重その他予想される負荷により、前項第五号イ又はロ（（1）から（3）までを除く。）の規定により設けられた遮水工が損傷するおそれがあると認められる場合には、一般廃棄物を埋め立てる前に遮水工の表面を砂その他の物により覆うこと。</p> <p>九 前項第五号イ又はロの規定により設けられた遮水工を定期的に点検し、その遮水効果が低下するおそれがあると認められる場合には、速やかにこれを回復するために必要な措置を講ずること。</p> <p>十 埋立地からの浸出液による最終処分場の周縁の地下水の水質への影響の有無を判断することができる二以上の場所から採取され、又は地下水集排水設備により排出された地下水（水面埋立処分を行う最終処分場にあつては、埋立地からの浸出液による最終処分場の周辺の水域の水又は周縁の地下水の水質への影響の有無を判断することができる二以上の場所から採取された当該水域の水又は当該地下水）の水質検査を次により行うこと。</p> <p>イ 埋立処分開始前に別表第二の上欄に掲げる項目（以下「地下水等検査項目」という。）、電気伝導率及び塩化物イオンについて測定し、かつ、記録すること。ただし、最終処分場の周縁の地下水（水面埋立処分を行う最終処分場にあつては、周辺の水域の水又は周縁の地下水。以下「地下水等」という。）の汚染の有無の指標として電気伝導率及び塩化物イオンの濃度を用いることが適当でない最終処分場にあつては、電気伝導率及び塩化物イオンについては、この限りでない。</p> <p>ロ 埋立処分開始後、地下水等検査項目について一年に一回（イただし書に規定する最終処分場にあつては、六月に一回）以上測定し、かつ、記録すること。ただし、埋め立てる一般廃棄物の種類及び保有水等集排水設備により集められた保有水等の水質に照らして地下水等の汚染が生ずるおそれがないことが明らかな項目については、この限りでない。</p> <p>ハ 埋立処分開始後、電気伝導率又は塩化物イオンについて一月に一回以上測定し、かつ、記録すること。ただし、イただし書に規定する最終処分場にあつては、この限りでない。</p> <p>ニ ハの規定により測定した電気伝導率又は塩化物イオンの濃度に異状が認められた場合には、速やかに、地下水等検査項目について測定し、かつ、記録すること。</p> <p>十一 前号イ、ロ又はニの規定による地下水等検査項目に係る水質検査の結果、水質の悪化（その原因が当該最終処分場以外にあることが明らかであるものを除く。）が認められた場合には、その原因の調査その他の生活環境の保全上必要な措置を講ずること。</p> <p>十二 前項第五号ニただし書に規定する埋立地については、埋立地に雨水が入らないように必要な措置を講ずること。</p> <p>十三 前項第五号ホの規定により設けられた調整池を定期的に点検し、調整池が損壊するおそれがあると認められる場合には、速やかにこれを防止するために必要な措置を講ずること。</p>					

(様式5)

判断基準が法令の定めにより言い尽くされている場合の当該法令の規定

審査基準 (申請に対する処分関係)

		資料番号	14、16	担当課	循環型社会推進課
法令名	廃棄物の処理及び清掃に関する法律	根拠条項	15条第1項 15条の2の5 第1項	許認可等の内容	産業廃棄物処理施設の設置の(変更)許可
<p>十四 前項第五号への規定により設けられた浸出液処理設備の維持管理は、次により行うこと。</p> <p>イ 放流水の水質が排水基準等に適合することとなるように維持管理すること。</p> <p>ロ 浸出液処理設備の機能の状態を定期的に点検し、異状を認めた場合には、速やかに必要な措置を講ずること。</p> <p>ハ 放流水の水質検査を次により行うこと。</p> <p>(1) 排水基準等に係る項目((2)に規定する項目を除く。)について一年に一回以上測定し、かつ、記録すること。</p> <p>(2) 水素イオン濃度、生物化学的酸素要求量、化学的酸素要求量、浮遊物質及び窒素含有量(別表第一の備考4に規定する場合に限る。)について一月に一回(埋め立てる一般廃棄物の種類及び保有水等の水質に照らして公共の水域及び地下水の汚染が生ずるおそれがないことが明らかな項目については、一年に一回)以上測定し、かつ、記録すること。</p> <p>十四の二 前項第五号トの規定により講じられた有効な防凍のための措置の状況を定期的に点検し、異状を認めた場合には、速やかに必要な措置を講ずること。</p> <p>十五 前項第六号の規定により設けられた開渠(きよ)その他の設備の機能を維持するとともに、当該設備により埋立地の外に一般廃棄物が流出することを防止するため、開渠(きよ)に堆積した土砂等の速やかな除去その他の必要な措置を講ずること。</p> <p>十六 通気装置を設けて埋立地から発生するガスを排除すること。</p> <p>十七 埋立処分が終了した埋立地(内部仕切設備により区画して埋立処分を行う埋立地については、埋立処分が終了した区画。以下この号、次条第二項第四号及び第二条第二項第一号ニにおいて同じ。)は、厚さがおおむね五十センチメートル以上の土砂による覆いその他これに類する覆いにより開口部を閉鎖すること。ただし、前項第五号ニただし書に規定する埋立地については、同号イ(1)(イ)から(ハ)までのいずれかの要件を備えた遮水層に不織布を敷設したものの表面を土砂で覆った覆い又はこれと同等以上の遮水の効力、遮光の効力、強度及び耐久力を有する覆いにより閉鎖すること。</p> <p>十八 前号の規定により閉鎖した埋立地については、同号に規定する覆いの損壊を防止するために必要な措置を講ずること。</p> <p>十九 残余の埋立容量について一年に一回以上測定し、かつ、記録すること。</p> <p>二十 埋め立てられた一般廃棄物の種類(当該一般廃棄物に石綿含有一般廃棄物又は令第三条第三号ヌ(3)に掲げる水銀処理物(以下「基準適合水銀処理物」という。)が含まれる場合は、その旨を含む。)及び数量、最終処分場の維持管理に当たって行つた点検、検査その他の措置(法第二十一条の二第一項に規定する応急の措置を含む。)の記録並びに石綿含有一般廃棄物又は基準適合水銀処理物を埋め立てた場合にあってはその位置を示す図面を作成し、当該最終処分場の廃止までの間、保存すること。</p> <p>3 法第九条第五項(法第九条の三第十一項において準用する場合を含む。)の規定による一般廃棄物の最終処分場の廃止の技術上の基準は、廃棄物が埋め立てられている一般廃棄物の最終処</p>					

(様式5)

判断基準が法令の定めにより言い尽くされている場合の当該法令の規定

審査基準 (申請に対する処分関係)

		資料番号	14、16	担当課	循環型社会推進課
法令名	廃棄物の処理及び清掃に関する法律	根拠条項	15条第1項 15条の2の5 第1項	許認可等の内容	産業廃棄物処理施設の設置の(変更)許可
<p>分場にあつては次のとおりとし、廃棄物が埋め立てられていない一般廃棄物の最終処分場にあつては廃棄物が埋め立てられていないこととする。</p> <p>一 最終処分場が、第一項（第一号、第二号並びに第五号ホ及びヘを除く。）に規定する技術上の基準に適合していないと認められないこと。</p> <p>二 最終処分場の外に悪臭が発散しないように必要な措置が講じられていること。</p> <p>三 火災の発生を防止するために必要な措置が講じられていること。</p> <p>四 ねずみが生息し、及び蚊、はえその他の害虫が発生しないように必要な措置が講じられていること。</p> <p>五 前項第十号の規定により採取された地下水等の水質が、次に掲げる水質検査の結果、それぞれ次のいずれにも該当しないと認められること。ただし、同号イ、ロ又はニの規定による地下水等検査項目に係る水質検査の結果、水質の悪化（その原因が当該最終処分場以外にあることが明らかなものを除く。）が認められない場合においては、この限りでない。</p> <p>イ 前項第十号ロ又はニの規定による地下水等検査項目に係る水質検査の結果、地下水等の水質が、地下水等検査項目のいずれかについて当該地下水等検査項目に係る別表第二下欄に掲げる基準に現に適合していないこと。</p> <p>ロ 前項第十号イ、ロ又はニの規定による地下水等検査項目に係る水質検査の結果、当該検査によつて得られた数値の変動の状況に照らして、地下水等の水質が、地下水等検査項目のいずれかについて当該地下水等検査項目に係る別表第二下欄に掲げる基準に適合しなくなるおそれがあること。</p> <p>六 保有水等集排水設備により集められた保有水等の水質が、イ及びロに掲げる項目についてそれぞれイ及びロに掲げる頻度で二年（埋め立てる一般廃棄物の性状を著しく変更した場合にあつては、当該変更以後の二年）以上にわたり行われた水質検査の結果、すべての項目について排水基準等に適合していると認められること。ただし、第一項第五号ニただし書に規定する埋立地については、この限りでない。</p> <p>イ 排水基準等に係る項目（ロに掲げる項目を除く。） 六月に一回以上</p> <p>ロ 前項第十四号ハ(2)に規定する項目 三月に一回以上</p> <p>七 埋立地からガスの発生がほとんど認められないこと又はガスの発生量の増加が二年以上にわたり認められないこと。</p> <p>八 埋立地の内部が周辺の地中の温度に比して異常な高温になつていないこと。</p> <p>九 前項第十七号に規定する覆いにより開口部が閉鎖されていること。</p> <p>十 前項第十七号ただし書に規定する覆いについては、沈下、亀裂その他の変形が認められないこと。</p> <p>十一 埋立地からの浸出液又はガスが周辺地域の生活環境に及ぼす影響その他の最終処分場が周辺地域の生活環境に及ぼす影響による生活環境の保全上の支障が現に生じていないこと。</p> <p>十二 基準適合水銀処理物が埋め立てられている場合にあつては当該基準適合水銀処理物に雨水が浸入しないように必要な措置が講じられていること。</p>					

(様式5)

判断基準が法令の定めに言い尽くされている場合の当該法令の規定

審査基準 (申請に対する処分関係)

			資料番号	14、16	担当課	循環型社会推進課
法令名	廃棄物の処理及び清掃に関する法律	根拠条項	15条第1項 15条の2の5 第1項	許認可等の内容	産業廃棄物処理施設の設置の(変更)許可	
<p>第一条の二 法第八条の二第一項第一号の規定による一般廃棄物の最終処分場（基準不適合水銀処理物の埋立処分の用に供されるものに限る。以下この条において同じ。）の技術上の基準は、前条第一項第三号及び第六号の規定の例によるほか、次のとおりとする。</p> <p>一 埋立地の周囲には、みだりに人が埋立地に立ち入るのを防止することができる囲いが設けられていること。</p> <p>二 入口の見やすい箇所に、様式第一により基準不適合水銀処理物の最終処分場であることを表示する立札その他の設備が設けられていること。</p> <p>三 埋立地には、一般廃棄物の投入のための開口部を除き、次の要件を備えた外周仕切設備が設けられていること。</p> <p>イ 日本工業規格A一〇八（コンクリートの圧縮強度試験方法）により測定した一軸圧縮強度が一平方ミリメートルにつき二十五ニュートン以上で、水密性を有する鉄筋コンクリートで造られ、かつ、その厚さが三十五センチメートル以上であること又はこれと同等以上の遮断の効力を有すること。</p> <p>ロ 前条第一項第四号イに掲げる要件を備えていること。</p> <p>ハ 埋め立てた一般廃棄物と接する面が遮水の効力及び腐食防止の効力を有する材料で十分に覆われていること。</p> <p>ニ 地表水、地下水及び土壌の性状に応じた有効な腐食防止のための措置が講じられていること。</p> <p>ホ 目視等により損壊の有無を点検できる構造であること。</p> <p>四 面積が五十平方メートルを超え、又は埋立容量が二百五十立方メートルを超える埋立地は、前号イからニまでに掲げる要件を備えた内部仕切設備により、一区画の面積がおおむね五十平方メートルを超え、又は一区画の埋立容量がおおむね二百五十立方メートルを超えないように区画すること。</p> <p>2 法第八条の三第一項の規定による一般廃棄物の最終処分場の維持管理の技術上の基準は、前条第二項第一号から第四号まで、第六号、第十号から第十二号まで、第十五号及び第十九号までの規定の例によるほか、次のとおりとする。</p> <p>一 前項第一号の規定により設けられた囲いは、みだりに人が埋立地に立ち入るのを防止することができるようにしておくこと。</p> <p>二 埋立地（内部仕切設備により区画して埋立処分を行う埋立地については、埋立処分を行おうとする区画）にたまっている水は、当該埋立地又は区画における埋立処分開始前に排除すること。</p> <p>三 前項第三号の規定により設けられた外周仕切設備及び同項第四号の規定により設けられた内部仕切設備を定期的に点検し、これらの設備の損壊又は埋め立てられた一般廃棄物の保有水の浸出のおそれがあると認められる場合には、速やかに最終処分場への一般廃棄物の搬入及び埋立処分を中止するとともに、これらの設備の損壊又は埋め立てられた一般廃棄物の保有水の浸出を防止するために必要な措置を講ずること。</p>						

(様式5)

判断基準が法令の定めにより言い尽くされている場合の当該法令の規定

審査基準 (申請に対する処分関係)

		資料番号	14、16	担当課	循環型社会推進課
法令名	廃棄物の処理及び清掃に関する法律	根拠条項	15条第1項 15条の2の5 第1項	許認可等の内容	産業廃棄物処理施設の設置の(変更)許可
<p>四 埋立処分が終了した埋立地は、速やかに前項第三号イからニまでに掲げる要件を備えた覆いにより閉鎖すること。</p> <p>五 前号の規定により閉鎖した埋立地（内部仕切設備により区画して埋立処分を行う埋立地については、前号の規定により閉鎖した区画）については、覆いを定期的に点検し、覆いの損壊又は埋め立てられた一般廃棄物の保有水の浸出のおそれがあると認められる場合には、速やかに覆いの損壊又は埋め立てられた一般廃棄物の保有水の浸出を防止するために必要な措置を講ずること。</p> <p>六 埋立地（前項第四号の規定により区画して埋立処分を行う埋立地については、埋立処分を行っている区画）に埋め立てられた水銀処理物の数量及び最終処分場の維持管理に当たって行った点検、検査その他の措置（法第二十一条の二第一項に規定する応急の措置を含む。）の記録を作成し、当該最終処分場の廃止までの間、保存すること。</p> <p>3 法第九条第五項（法第九条の三第十一項において準用する場合を含む。）の規定による一般廃棄物の最終処分場の廃止の技術上の基準は、廃棄物が埋め立てられている一般廃棄物の最終処分場にあつては前条第三項第二号から第五号まで及び第十一号の規定の例によるほか次のとおりとし、廃棄物が埋め立てられていない一般廃棄物の最終処分場にあつては廃棄物が埋め立てられていないこととする。</p> <p>一 最終処分場が、前条第一項第三号及び第一項第三号に規定する技術上の基準に適合していないと認められないこと。</p> <p>二 前項第四号に規定する覆いにより埋立地が閉鎖されていること。</p> <p>三 最終処分場に埋め立てられた一般廃棄物又は第一項第三号の規定により設けられた外周仕切設備について、環境大臣の定める措置が講じられていること。</p> <p>（産業廃棄物の最終処分場に係る技術上の基準）</p> <p>第二条 法第十五条の二第一項第一号の規定による産業廃棄物の最終処分場の技術上の基準は、第一条第一項第三号の規定の例によるほか、次のとおりとする。</p> <p>一 入口の見やすい箇所に、様式第二により産業廃棄物の最終処分場（令第七条第十四号イに掲げる産業廃棄物の最終処分場（以下「遮断型最終処分場」という。）のうち、令第六条の五第一項第三号イ(1)から(7)までに掲げる特別管理産業廃棄物の埋立処分の用に供されるものにあつては有害な特別管理産業廃棄物の最終処分場、当該特別管理産業廃棄物の埋立処分の用に供されないものにあつては有害な産業廃棄物の最終処分場）であることを表示する立札その他の設備が設けられていること。</p> <p>二 遮断型最終処分場にあつては、第一条第一項第六号の規定の例によるほか、次の要件を備えていること。</p> <p>イ 埋立地の周囲には、みだりに人が埋立地に立ち入るのを防止することができる囲いが設けられていること。</p> <p>ロ 埋立地には、産業廃棄物の投入のための開口部を除き、次の要件を備えた外周仕切設備が設けられていること。</p>					

(様式5)

判断基準が法令の定めにより言い尽くされている場合の当該法令の規定

審査基準 (申請に対する処分関係)

		資料番号	14、16	担当課	循環型社会推進課
法令名	廃棄物の処理及び清掃に関する法律	根拠条項	15条第1項 15条の2の5 第1項	許認可等の内容	産業廃棄物処理施設の設置の(変更)許可
<p>(1) 日本工業規格A—一〇八 (コンクリートの圧縮強度試験方法) により測定した一軸圧縮強度が一平方ミリメートルにつき二十五ニュートン以上で、水密性を有する鉄筋コンクリートで造られ、かつ、その厚さが三十五センチメートル以上であること又はこれと同等以上の遮断の効力を有すること。</p> <p>(2) 第一条第一項第四号イに掲げる要件を備えていること。</p> <p>(3) 埋め立てた産業廃棄物と接する面が遮水の効力及び腐食防止の効力を有する材料で十分に覆われていること。</p> <p>(4) 地表水、地下水及び土壌の性状に応じた有効な腐食防止のための措置が講じられていること。</p> <p>(5) 目視等により損壊の有無を点検できる構造であること。</p> <p>ハ 面積が五十平方メートルを超え、又は埋立容量が二百五十立方メートルを超える埋立地は、ロ(1)から(4)までに掲げる要件を備えた内部仕切設備により、一区画の面積がおおむね五十平方メートルを超え、又は一区画の埋立容量がおおむね二百五十立方メートルを超えないように区画すること。</p> <p>三 令第七条第十四号ロに掲げる産業廃棄物の最終処分場 (以下「安定型最終処分場」という。) にあつては、第一条第一項第四号の規定の例によるほか、次の要件を備えていること。</p> <p>イ 埋立地の周囲には、みだりに人が埋立地に立ち入るのを防止することができる囲い (次項第二号トの規定により閉鎖された埋立地については、埋立地の範囲を明らかにすることができる囲い、杭その他の設備) が設けられていること。</p> <p>ロ 擁壁等の安定を保持するため必要と認められる場合においては、埋立地の内部の雨水等を排出することができる設備が設けられていること。</p> <p>ハ 埋め立てられた産業廃棄物への安定型産業廃棄物 (令第六条第一項第三号イに規定する安定型産業廃棄物をいう。以下同じ。) 以外の廃棄物の付着又は混入の有無を確認するための水質検査に用いる浸透水 (安定型産業廃棄物の層を通過した雨水等をいう。以下同じ。) を埋立地から採取することができる設備 (以下「採取設備」という。) が設けられていること。</p> <p>四 令第七条第十四号ハに掲げる産業廃棄物の最終処分場 (以下「管理型最終処分場」という。) にあつては、第一条第一項第一号及び第四号から第六号までの規定の例によること。</p> <p>2 法第十五条の二の三第一項の規定による産業廃棄物の最終処分場の維持管理の技術上の基準は、第一条第二項第一号から第四号まで及び第六号の規定の例によるほか、次のとおりとする。</p> <p>一 遮断型最終処分場の維持管理は、第一条第二項第十号から第十二号まで、第十五号及び第十九号の規定の例によるほか、次によること。</p> <p>イ 前項第二号イの規定により設けられた囲いは、みだりに人が埋立地に立ち入るのを防止することができるようにしておくこと。</p> <p>ロ 埋立地 (内部仕切設備により区画して埋立処分を行う埋立地については、埋立処分を行うおうとする区画) にたまっている水は、当該埋立地又は区画における埋立処分開始前に排</p>					



(様式5)

判断基準が法令の定めにより言い尽くされている場合の当該法令の規定

審査基準 (申請に対する処分関係)

		資料番号	14、16	担当課	循環型社会推進課
法令名	廃棄物の処理及び清掃に関する法律	根拠条項	15条第1項 15条の2の5 第1項	許認可等の内容	産業廃棄物処理施設の設置の(変更)許可
<p>除すること。</p> <p>ハ 前項第二号ロの規定により設けられた外周仕切設備及び同号ハの規定により設けられた内部仕切設備を定期的に点検し、これらの設備の損壊又は埋め立てられた産業廃棄物の保有水の浸出のおそれがあると認められる場合には、速やかに最終処分場への産業廃棄物の搬入及び埋立処分を中止するとともに、これらの設備の損壊又は埋め立てられた産業廃棄物の保有水の浸出を防止するために必要な措置を講ずること。</p> <p>ニ 埋立処分が終了した埋立地は、速やかに前項第二号ロ(1)から(4)までに掲げる要件を備えた覆いにより閉鎖すること。</p> <p>ホ ニの規定により閉鎖した埋立地(内部仕切設備により区画して埋立処分を行う埋立地については、ニの規定により閉鎖した区画)については、覆いを定期的に点検し、覆いの損壊又は埋め立てられた産業廃棄物の保有水の浸出のおそれがあると認められる場合には、速やかに覆いの損壊又は埋め立てられた産業廃棄物の保有水の浸出を防止するために必要な措置を講ずること。</p> <p>ヘ 埋立地(前項第二号ハの規定により区画して埋立処分を行う埋立地については、埋立処分を行っている区画)に埋め立てられた産業廃棄物の種類及び数量並びに最終処分場の維持管理に当たって行つた点検、検査その他の措置(法第二十一条の二第一項に規定する応急の措置を含む。)の記録を作成し、当該最終処分場の廃止までの間、保存すること。</p> <p>二 安定型最終処分場の維持管理は、第一条第二項第七号、第十九号及び第二十号の規定の例によるほか、次によること。この場合において、同項第二十号中「一般廃棄物」とあるのは「産業廃棄物」と、「石綿含有一般廃棄物又は令第三条第三号ヌ(3)に掲げる水銀処理物(以下「基準適合水銀処理物」という。)」及び「石綿含有一般廃棄物又は基準適合水銀処理物」とあるのは「石綿含有産業廃棄物」と読み替えるものとする。</p> <p>イ 前項第三号イの規定により設けられた囲いは、みだりに人が埋立地に立ち入るのを防止することができるようにしておくこと。ただし、トの規定により閉鎖された埋立地については、同号イ括弧書の規定により設けられた囲い、杭その他の設備により、埋立地の範囲を明らかにしておくこと。</p> <p>ロ 産業廃棄物を埋め立てる前に、最終処分場に搬入した産業廃棄物を展開して当該産業廃棄物への安定型産業廃棄物以外の廃棄物の付着又は混入の有無について目視による検査を行い、その結果、安定型産業廃棄物以外の廃棄物の付着又は混入が認められる場合には、当該産業廃棄物を埋め立てないこと。</p> <p>ハ 浸透水による最終処分場の周縁の地下水の水質への影響の有無を判断することができる二以上の場所から採取された地下水の水質検査を次により行うこと。</p> <p>(1) 埋立処分開始前に地下水等検査項目について測定し、かつ、記録すること。</p> <p>(2) 埋立処分開始後、地下水等検査項目について一年に一回以上測定し、かつ、記録すること。ただし、浸透水の水質等に照らして当該最終処分場の周縁の地下水の汚染が生ずるおそれがないことが明らかな項目については、この限りでない。</p>					

(様式5)

判断基準が法令の定めにより言い尽くされている場合の当該法令の規定

審査基準 (申請に対する処分関係)

		資料番号	14、16	担当課	循環型社会推進課
法令名	廃棄物の処理及び清掃に関する法律	根拠条項	15条第1項 15条の2の5 第1項	許認可等の内容	産業廃棄物処理施設の設置の(変更)許可
<p>ニ ハの規定による水質検査の結果、水質の悪化（その原因が当該最終処分場以外にあることが明らかであるものを除く。）が認められる場合には、その原因の調査その他の生活環境の保全上必要な措置を講ずること。</p> <p>ホ 採取設備により採取された浸透水の水質検査を、(1)及び(2)に掲げる項目についてそれぞれ(1)及び(2)に掲げる頻度で行い、かつ、記録すること。</p> <p>(1) 地下水等検査項目 一年に一回以上</p> <p>(2) 生物化学的酸素要求量又は化学的酸素要求量 一月に一回（埋立処分が終了した埋立地においては、三月に一回）以上</p> <p>ヘ 次に掲げる場合には、速やかに最終処分場への産業廃棄物の搬入及び埋立処分の中止その他生活環境の保全上必要な措置を講ずること。</p> <p>(1) ホ(1)に掲げる項目に係る水質検査の結果、地下水等検査項目のいずれかについて当該地下水等検査項目に係る別表第二下欄に掲げる基準に適合していないとき。</p> <p>(2) ホ(2)に掲げる項目に係る水質検査の結果、生物化学的酸素要求量が一リットルにつき二十ミリグラムを超えているとき、又は化学的酸素要求量が一リットルにつき四十ミリグラムを超えているとき。</p> <p>ト 埋立処分が終了した埋立地を埋立処分以外の用に供する場合には、厚さがおおむね五十センチメートル以上の土砂等の覆いにより開口部を閉鎖すること。</p> <p>チ トの規定により閉鎖した埋立地については、トに規定する覆いの損壊を防止するために必要な措置を講ずること。</p> <p>三 管理型最終処分場の維持管理は、第一条第二項第五号及び第七号から第二十号まで（鉱さい、ばいじん等ガスを発生するおそれのない産業廃棄物のみを埋め立てる最終処分場にあつては、第十六号を除く。）の規定の例によること。この場合において、同項第二十号中「一般廃棄物」とあるのは「産業廃棄物」と、「石綿含有一般廃棄物又は令第三条第三号ヌ（3）に掲げる水銀処理物（以下「基準適合水銀処理物」という。）が」とあるのは「石綿含有産業廃棄物が」と、「石綿含有一般廃棄物又は基準適合水銀処理物を」とあるのは「廃水銀等を処分するために処理したもの、廃石綿等又は石綿含有産業廃棄物を」と読み替えるものとする。</p> <p>3 法第十五条の二の六第三項において準用する法第九条第五項の規定による産業廃棄物の最終処分場の廃止の技術上の基準は、廃棄物が埋め立てられている産業廃棄物の最終処分場にあつては第一条第三項第二号から第四号まで及び第十一号の規定の例によるほか、次のとおりとし、廃棄物が埋め立てられていない産業廃棄物の最終処分場にあつては廃棄物が埋め立てられていないこととする。</p> <p>一 遮断型最終処分場にあつては、第一条第三項第五号の規定の例によるほか、次によること。</p> <p>イ 最終処分場が、第一項においてその例によることとされた第一条第一項第三号及び第一項第二号ロに規定する技術上の基準に適合していないと認められないこと。</p> <p>ロ 前項第一号ニに規定する覆いにより埋立地が閉鎖されていること。</p> <p>ハ 最終処分場に埋め立てられた産業廃棄物又は第一項第二号ロの規定により設けられた外</p>					

(様式5)

判断基準が法令の定めに言い尽くされている場合の当該法令の規定

審査基準 (申請に対する処分関係)

		資料番号	14、16	担当課	循環型社会推進課				
法令名	廃棄物の処理及び清掃に関する法律	根拠条項	15条第1項 15条の2の5 第1項	許認可等の内容	産業廃棄物処理施設の設置の(変更)許可				
<p>周仕切設備について、環境大臣の定める措置が講じられていること。</p> <p>二 安定型最終処分場にあつては、第一条第三項第七号及び第八号の規定の例によるほか、次によること。</p> <p>イ 最終処分場が、第一項においてその例によることとされた第一条第一項第三号、第一項第三号においてその例によることとされた同条第一項第四号及び第一項第三号ロに規定する技術上の基準に適合していないと認められないこと。</p> <p>ロ 前項第二号ハの規定により採取された地下水の水質が、次に掲げる水質検査の結果、それぞれ次のいずれにも該当しないと認められること。ただし、同号ハの規定による水質検査の結果、水質の悪化(その原因が当該最終処分場以外にあることが明らかなものを除く。)が認められない場合においては、この限りでない。</p> <p>(1) 前項第二号ハ(2)の規定による水質検査の結果、地下水の水質が、地下水等検査項目のいずれかについて当該地下水等検査項目に係る別表第二下欄に掲げる基準に現に適合していないこと。</p> <p>(2) 前項第二号ハの規定による水質検査の結果、当該検査によつて得られた数値の変動の状況に照らして、地下水の水質が、地下水等検査項目のいずれかについて当該地下水等検査項目に係る別表第二下欄に掲げる基準に適合しなくなるおそれがあること。</p> <p>ハ 採取設備により採取された浸透水の水質について、次の表の上欄に掲げる項目について行われた水質検査の結果、それぞれ同表の下欄に掲げる基準に適合していること。</p> <table border="1"><thead><tr><th>地下水等検査項目</th><th>別表第二下欄に掲げる基準</th></tr></thead><tbody><tr><td>生物化学的酸素要求量</td><td>一リットルにつき二十ミリグラム以下</td></tr></tbody></table> <p>ニ 厚さがおおむね五十センチメートル以上の土砂等の覆いにより開口部が閉鎖されていること。</p> <p>三 管理型最終処分場にあつては、第一条第三項第五号から第十号まで及び第十二号の規定の例によるほか、第一項においてその例によることとされた同条第一項第三号及び第一項第四号においてその例によることとされた同条第一項第四号から第六号まで(第五号ホ及びへを除く。)に規定する技術上の基準に適合していないと認められないこと。この場合において、同条第三項第十二号中「基準適合水銀処理物」とあるのは、「廃水銀等を処分するために処理したもの」と読み替えるものとする。</p> <p>4 法第十五条の二の五の規定に基づき設置した一般廃棄物処理施設(一般廃棄物の最終処分場に限る。)については、その施設において埋め立てられた一般廃棄物を産業廃棄物とみなして、前二項の規定を適用する。</p> <p>(水質検査の方法)</p> <p>第三条 第一条第二項第十号(前条第二項第一号及び第三号においてその例によることとされた場合を含む。)、第一条第二項第十四号ハ(前条第二項第三号においてその例によることとされた場合を含む。)、第一条第三項第六号(前条第三項第三号においてその例によることとされた場合を含む。)、前条第二項第二号ハ及びホ並びに同条第三項第二号ハの規定による水質検査は、環境大臣が定める方法によるものとする。</p>						地下水等検査項目	別表第二下欄に掲げる基準	生物化学的酸素要求量	一リットルにつき二十ミリグラム以下
地下水等検査項目	別表第二下欄に掲げる基準								
生物化学的酸素要求量	一リットルにつき二十ミリグラム以下								

